

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 8 号
発行日 令和 7 年 8 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市介護保険条例施行規則
の一部改正
(高齢者支援課)・・・1

- ・綾部市消防団員等公務災害補
償条例第 9 条の 2 第 1 項の規
則で定める金額を定める規則
の一部改正
(消防本部管理課)・・・2

○告 示

- ・地縁団体変更告示「新広小路
自治会」
(市民協働課)・・・3

○公 告

- ・公共下水道管渠築造（7－2）
工事と水量水質安定的対策事
業の公共下水道関連配水管布
設替（7－2）工事公募型指
名競争入札について
(監理課)・・・4

- ・公共下水道管渠築造（7－1）
工事と水量水質安定的対策事
業の公共下水道関連配水管布
設替（7－1）工事公募型指
名競争入札について
(監理課)・・・16

- ・第二浄水場送配水管更新工事
公募型指名競争入札について
(監理課)・・・28

- ・公共下水道管渠築造（7－3）
工事条件付一般競争入札につ
いて
(監理課)・・・39

- ・市道建田八津合線改良工事条
件付一般競争入札（取り抜け

方式）について

- (監理課)・・・49
- ・市道山入安国寺線法面整備工
事条件付一般競争入札（取り
抜け方式）について

- (監理課)・・・59
- ・西原町消防ポンプ格納庫（詰
所付）新設工事条件付一般競
争入札について

- (監理課)・・・70
- ・市道住宅工業団地 2 号線外 1
線舗装工事条件付一般競争入
札について

- (監理課)・・・80
- ・綾部工業団地・交流プラザ改
修工事条件付一般競争入札に
ついて

- (監理課)・・・90
- ・綾部第 2 浄化センター施設改
修工事条件付一般競争入札に
ついて

- (監理課)・・・100
- ・宮代コミュニティセンター防
水等改修工事条件付一般競争
入札について

- (監理課)・・・110
- ・浄化槽設置工事その 2 条件付
一般競争入札（取り抜け方式）
について

- (監理課)・・・120
- ・浄化槽設置工事その 1 条件付
一般競争入札（取り抜け方式）
について

- (監理課)・・・135
- ・公示送達
(税務課)・・・149

- ・公示送達
(税務課)・・・150
- ・綾部市保健福祉センター E S

ＣＯ事業（第２回）に関する 公募型プロポーザルの実施に ついて （保健推進課）・・・151 ・防災用備蓄倉庫整備工事（中 部）条件付一般競争入札につ いて （監理課）・・・213 ・市道味方里２号線舗装工事条 件付一般競争入札について （監理課）・・・228 ・農地中間管理事業の推進に関 する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の認可につい て （農政課）・・・238 ・綾部市職員採用試験の実施に ついて （職員課）・・・239 ・公示送達 （税務課）・・・250 ・綾部市都市計画の変更に伴う 縦覧について （都市建築課）・・・251 ・綾部市営住宅の入居者募集公 告 （都市建築課）・・・252 ・令和７年度綾部市功労者表彰 について （秘書広報課）・・・270 ○消防本部告示 ・綾部市火災予防条例に基づく 指定催しについて ・・・271 ○教育委員会告示 ・令和７年度第４回綾部市教育 委員会会議招集告示 ・・・272 ・綾部市文化財保護に関する条 例に基づく綾部市指定文化財	の指定 ・・・273 ○選挙管理委員会告示 ・綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の ５０分の１の数 ・・・275 ・綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の３分の１ の数 ・・・276 ・合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の６分の１の数 ・・・277 ・令和７年７月２０日執行の参 議院議員通常選挙における各 投票区の投票所 ・・・278 ・令和７年７月２０日執行の参 議院議員通常選挙における期 日前投票所 ・・・280 ・令和７年７月２０日執行の参 議院議員通常選挙において在 外選挙人名簿に登録されてい る選挙人の国内における期日 前投票所 ・・・281 ・令和７年７月２０日執行の参 議院議員通常選挙における投 票管理者及び同職務代理者の 選任 ・・・282 ・令和７年７月２０日執行の参 議院議員通常選挙における期 日前投票所の投票管理者及び 同職務代理者の選任 ・・・283 ・令和７年７月２０日執行の参
---	--

議院議員通常選挙の投票所を
閉じる時刻の繰上げ

・ ・ ・ 284

- ・ 令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参
議院議員通常選挙における開
票の場所及び日時

・ ・ ・ 285

- ・ 令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参
議院議員通常選挙における開
票管理者及び同職務代理者の
選任

・ ・ ・ 286

- ・ 令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参
議院議員通常選挙における候
補者から届出のあった開票立
会人となるべき者が 1 0 人を
超えるとき等のくじを行う場
所及び日時

・ ・ ・ 287

規 則

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 5 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 6 号及び様式第 1 8 号中「8 0 万円」を「8 0 万 9 千円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第46号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 4 9 号

地縁による団体「新広小路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市相生町 1 8 番地 平 岡 裕 之 に変更する
所在地を 綾部市相生町 1 8 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市公告第 7 5 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（7－2）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（7－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 3 3 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（7－2）工事
公共下水道関連配水管布設替（7－2）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
管渠工 V U 2 0 0 L = 4 2 3 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 1 9 1 m
マンホール設置工 N = 2 0 基
汚水枳及び取付管工 N = 5 3 箇所
(配水管布設替)
配水管布設工 P E P φ 7 5 L = 6 5 7 m
給水戸数 N = 4 9 戸
消火栓設置工 N = 3 基
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで（2 3 9 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体

業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和7年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、

資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2（８）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）午前 9 時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東 3 階）とし、代金は 3, 3 0 0 円です。

（２）入札参加申請書の受付

①期間 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午前 9 時から午後 6 時まで

令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午前 9 時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で 7 月 1 0 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

（１）入札通知書及び非指名通知書については、令和 7 年 7 月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して 5 日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和 7 年 7 月 1 7 日（木）から

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和 7 年 7 月 2 2 日（火）午後 5 時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和7年7月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等(N o . 1)」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

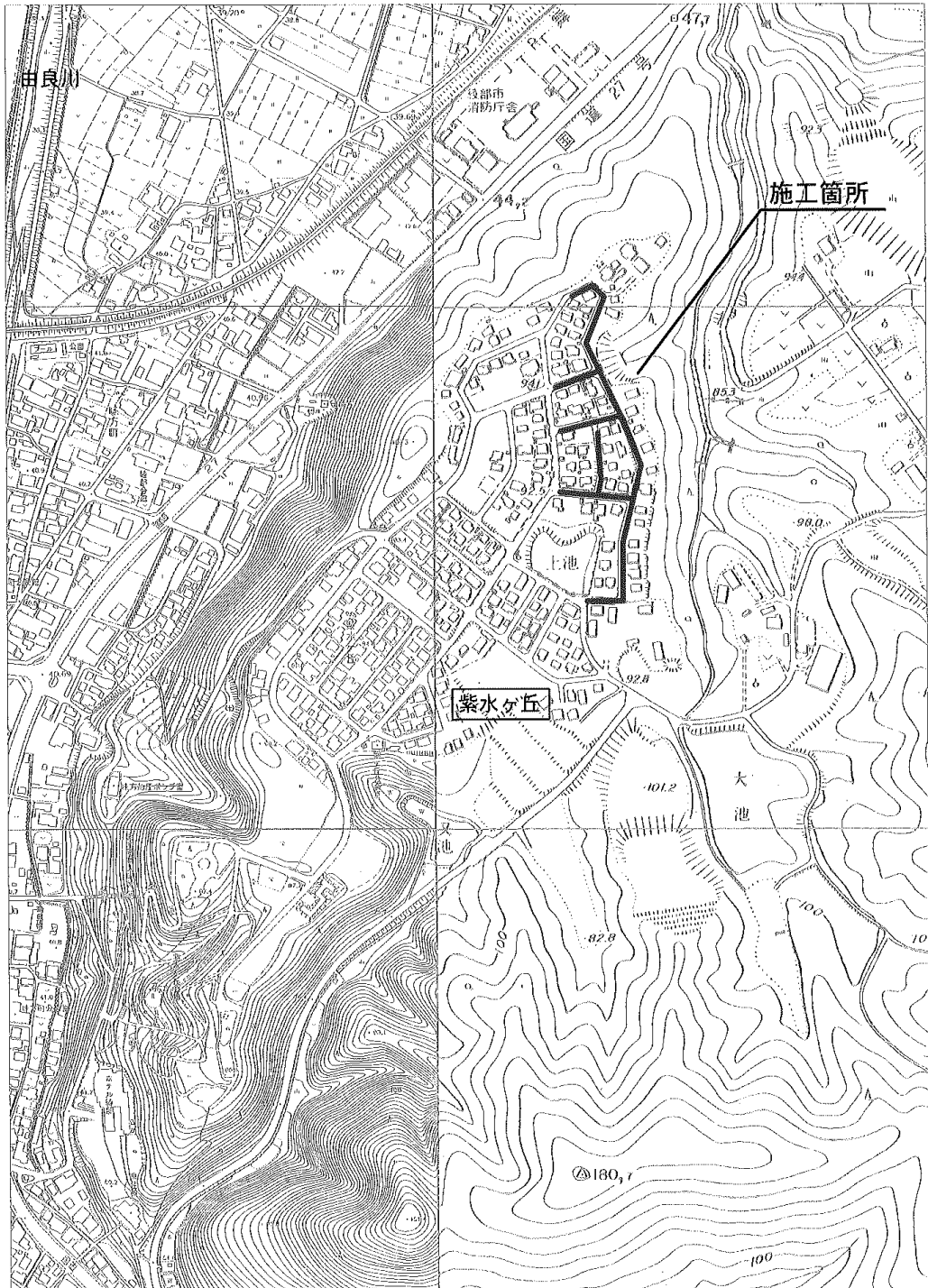
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

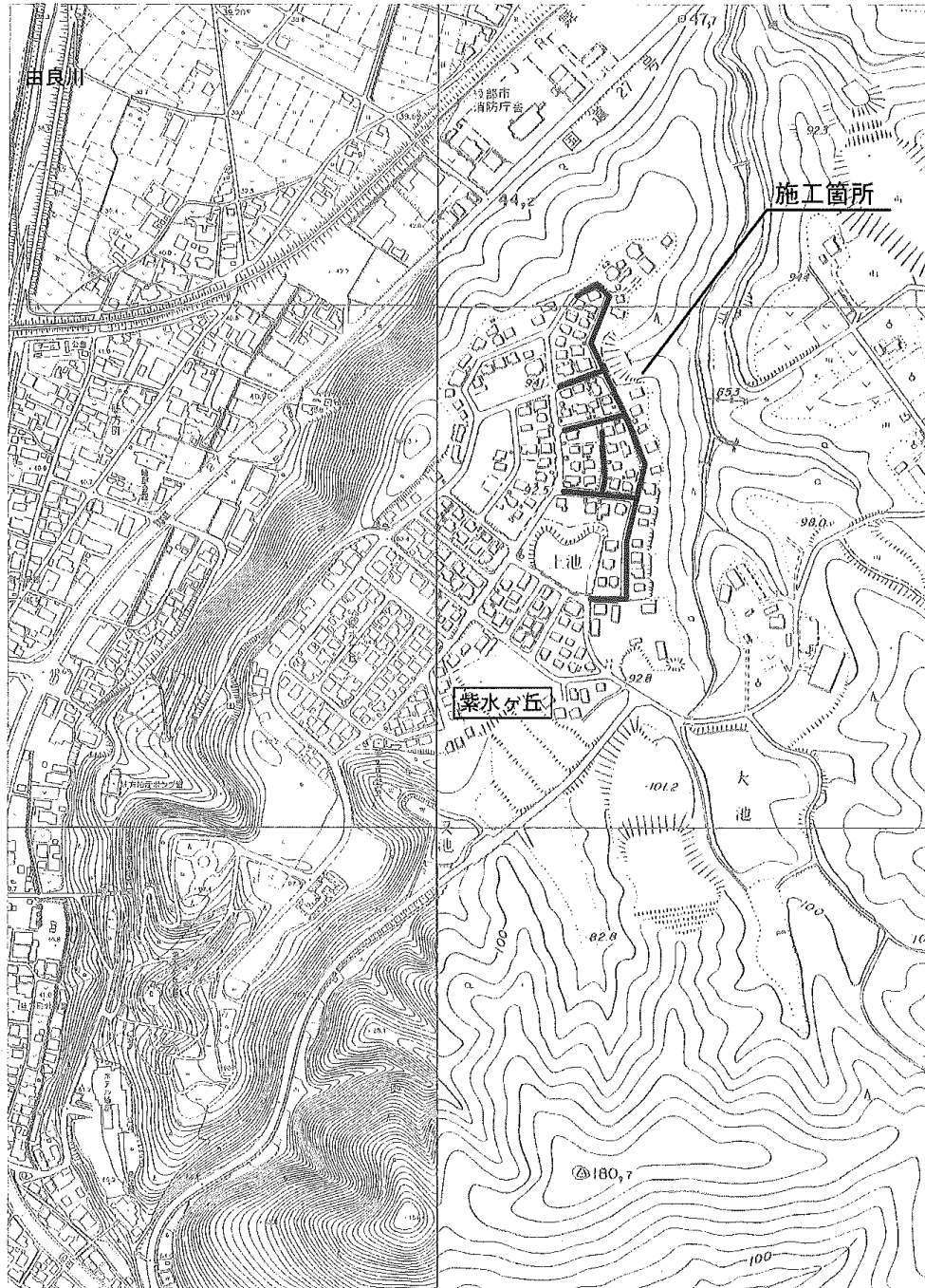
区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

位 置 図



公共下水道管渠築造（7－2）工事

位 置 図



公共下水道関連配水管布設替（7－2）工事

綾部市公告第 7 6 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（7－1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（7－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 3 4 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（7－1）工事
公共下水道関連配水管布設替（7－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 1 0 5 m
- 管渠工 V U 1 5 0 L = 2 4 1 m
- 管渠工 V P 7 5 L = 5 3 m
- マンホール設置工 N = 1 1 基
- 汚水柵及び取付管工 N = 2 7 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 1 5 0 L = 1 6 1 m
- 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 7 5 L = 1 2 0 m
- 配水管布設工 P E P ϕ 5 0 L = 8 1 m
- 給水戸数 N = 2 5 戸
- 消火栓設置工 N = 2 基
- 仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで（2 3 9 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和7年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年7月7日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,240円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和7年7月10日（木）午前9時から午後6時まで
令和7年7月11日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年7月17日（木）から
令和7年7月18日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ

クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和7年7月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日(水) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

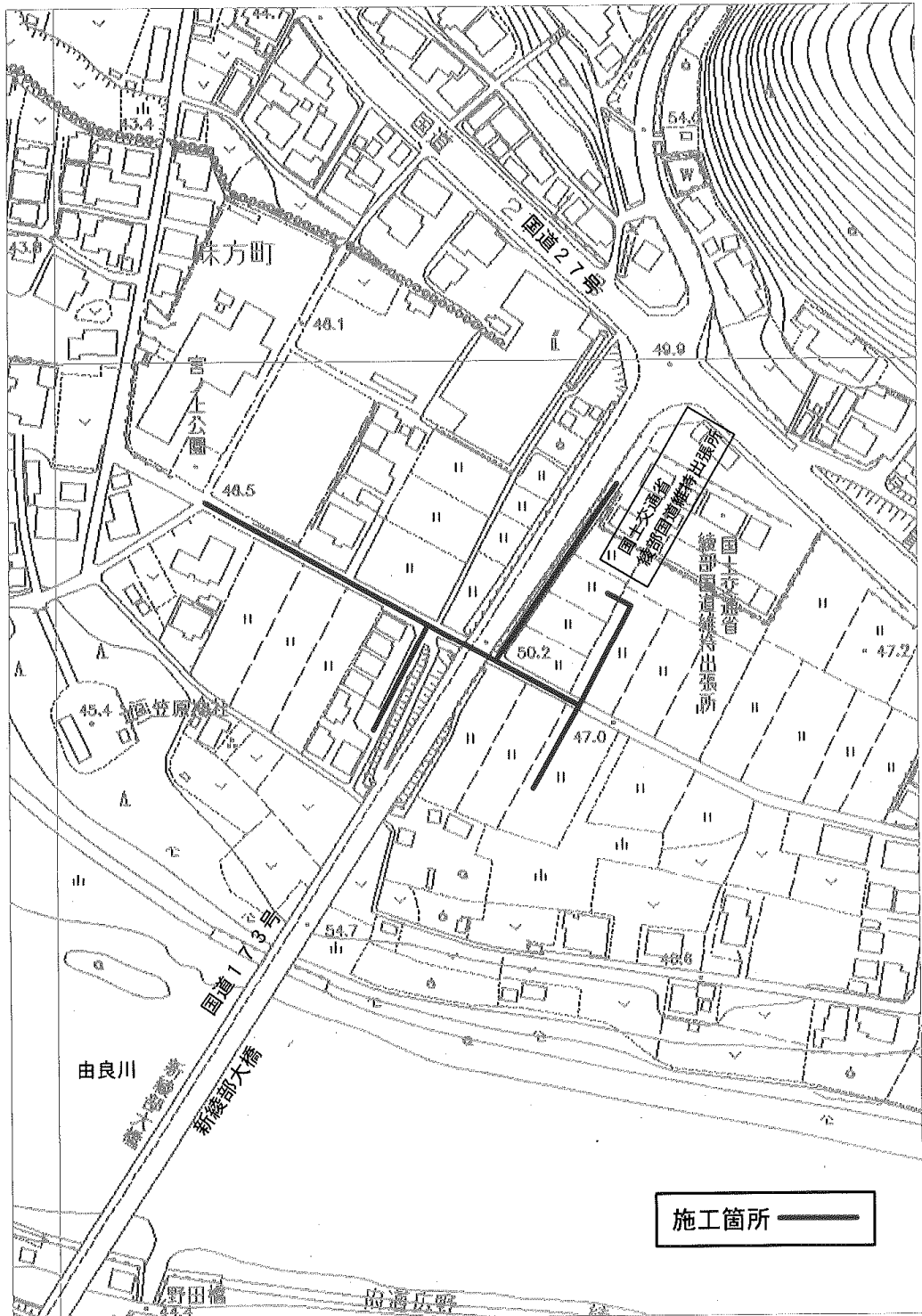
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

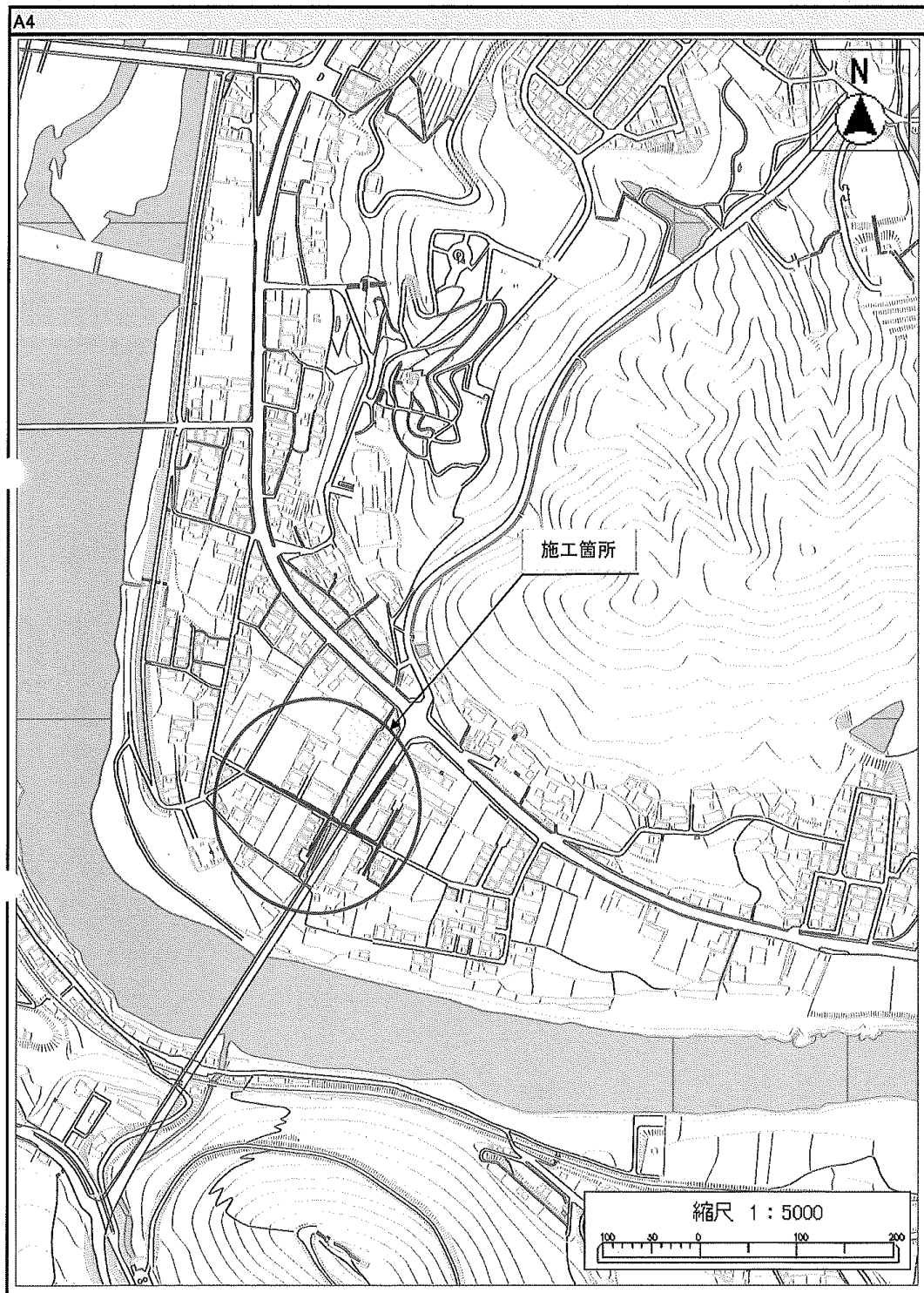
区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

位 置 図



公共下水道管渠築造（7－1）工事



綾部市公告第 7 7 号

水量水質安定的対策事業、第二浄水場送配水管更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 4 3 号
- (2) 工 事 名 第二浄水場送配水管更新工事
- (3) 工事場所 綾部市里町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、水量水質安定的対策事業に伴い送配水管を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策にも万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要
 - 送水管布設工 D C I P (G X) ϕ 3 5 0 L = 2 1 m
 - 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 3 5 0 L = 9 9 m
 - 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 2 5 0 L = 9 m
 - 給水戸数 N = 3 戸
 - 消火栓設置工 N = 1 基
- (6) 予定工期 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 8 年 2 月 2 0 日まで（2 0 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に水道施設工事の A 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 令和 7 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、水道施設工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (4) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (5) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (6) 請負金額 1, 0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の水道施設工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 水道施設工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。
紙入札希望業者は、(1) の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について 5 名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）午前 9 時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,250円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和7年7月10日（木）午前9時から午後6時まで
令和7年7月11日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年7月17日（木）から
令和7年7月18日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日(水) 午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等(No. 1)」の算出式を適用とします。

13 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ

た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

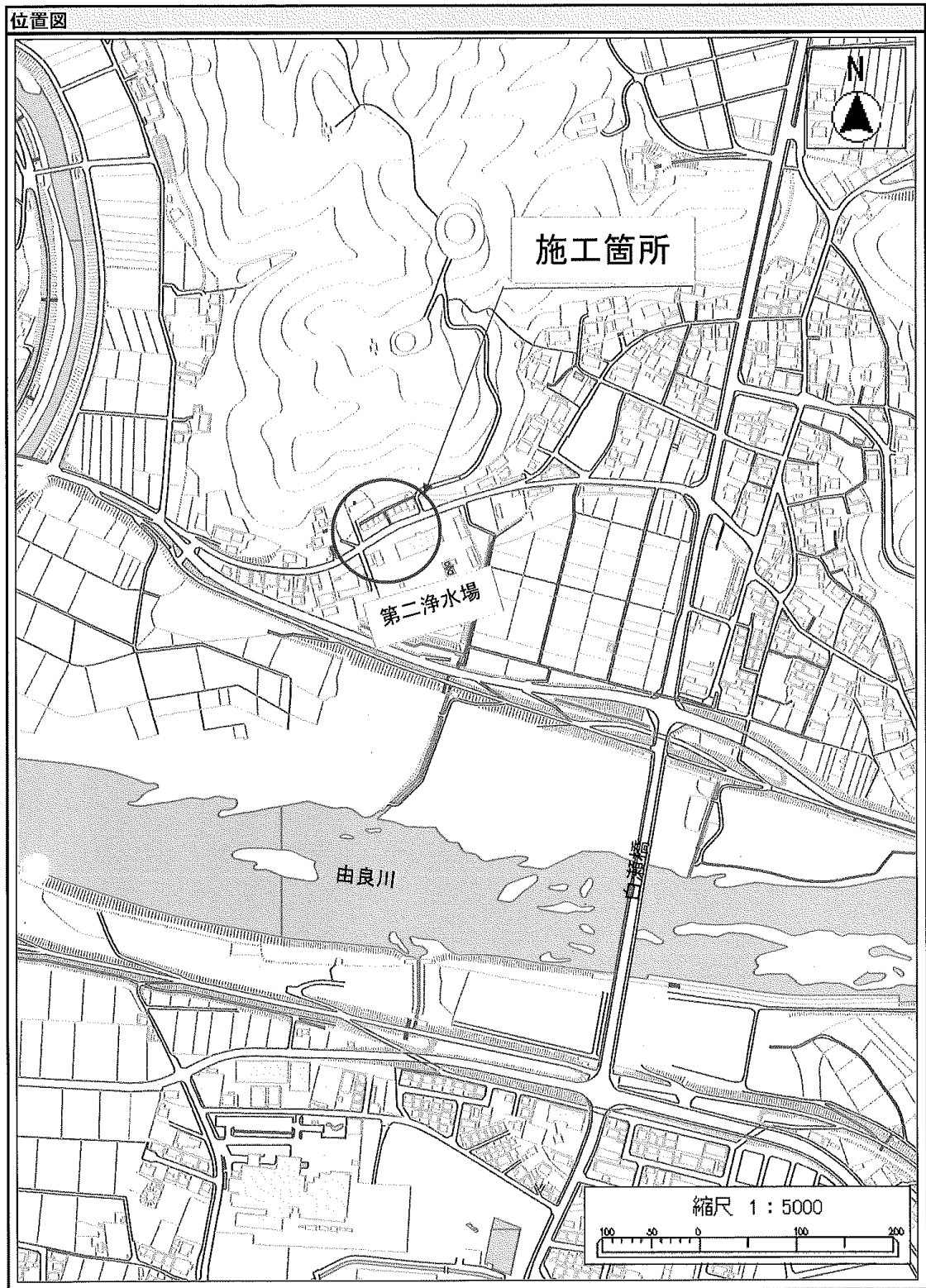
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		



綾部市公告第 78 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（7－3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 507 35 号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道管渠築造（7－3）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市多田町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 管渠工 VU200 L＝21m
管渠工 VU150 L＝426m
マンホール設置工 N＝14基 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 8 年 1 月 31 日まで（180 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A1 等級又は A 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式－2）2 部を監理課へ持参により提出するこ

と。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,210円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日(木) から

令和7年7月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年7月22日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

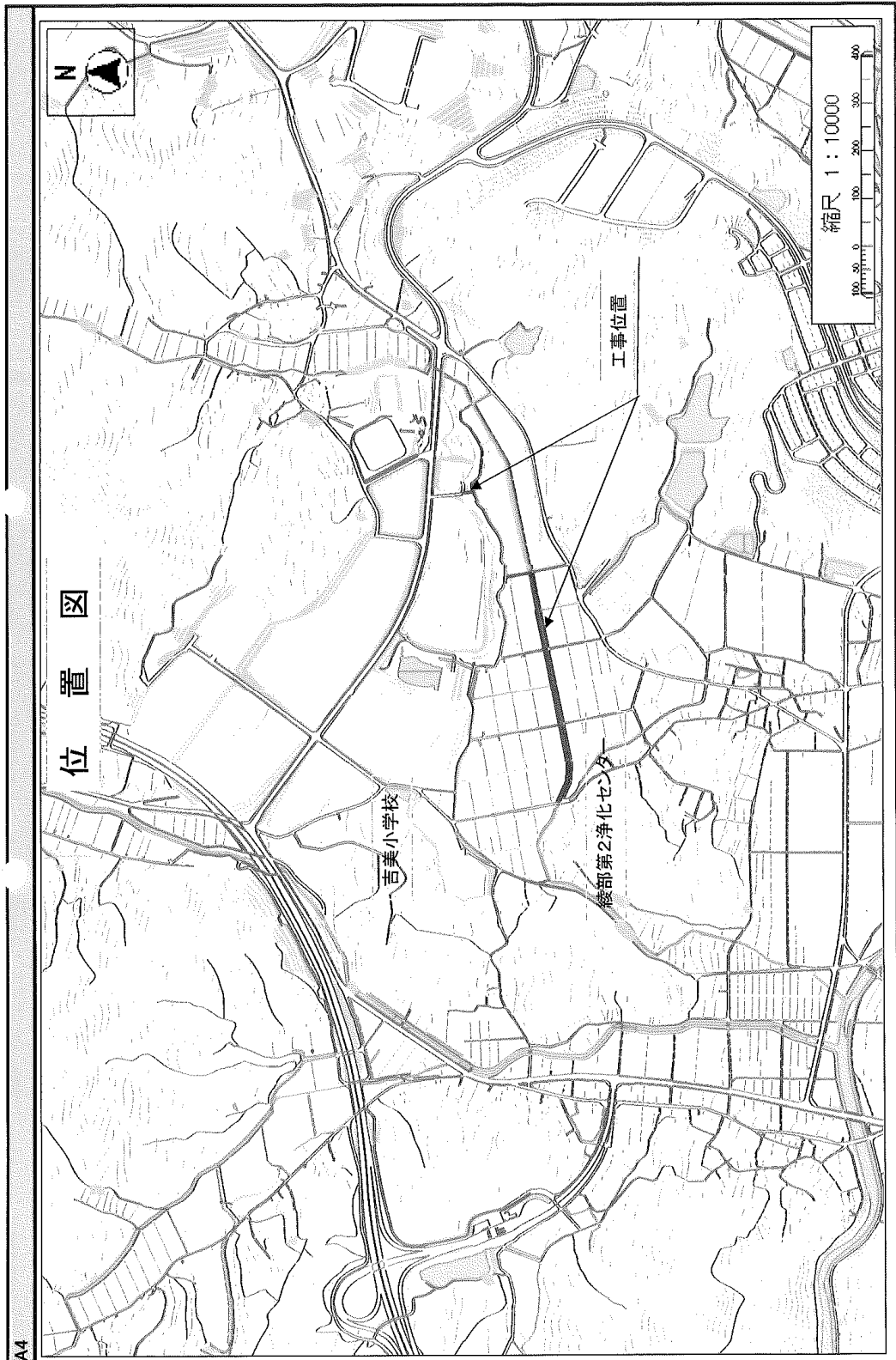
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 7 9 号

道路整備事業、市道建田八津合線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 3 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道建田八津合線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市佃町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 2 6 . 0 m W = 4 . 1 m
モルタル吹付工 A = 6 5 m ²
鉄筋挿入工 N = 3 3 本 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 7 年 1 2 月 2 2 日まで（1 4 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般

競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は510円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日(木) から

令和7年7月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年7月30日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 36号 市道建田八津合線改良工事	1	本案件
第507 37号 市道山入安国寺線法面整備工事	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑥

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

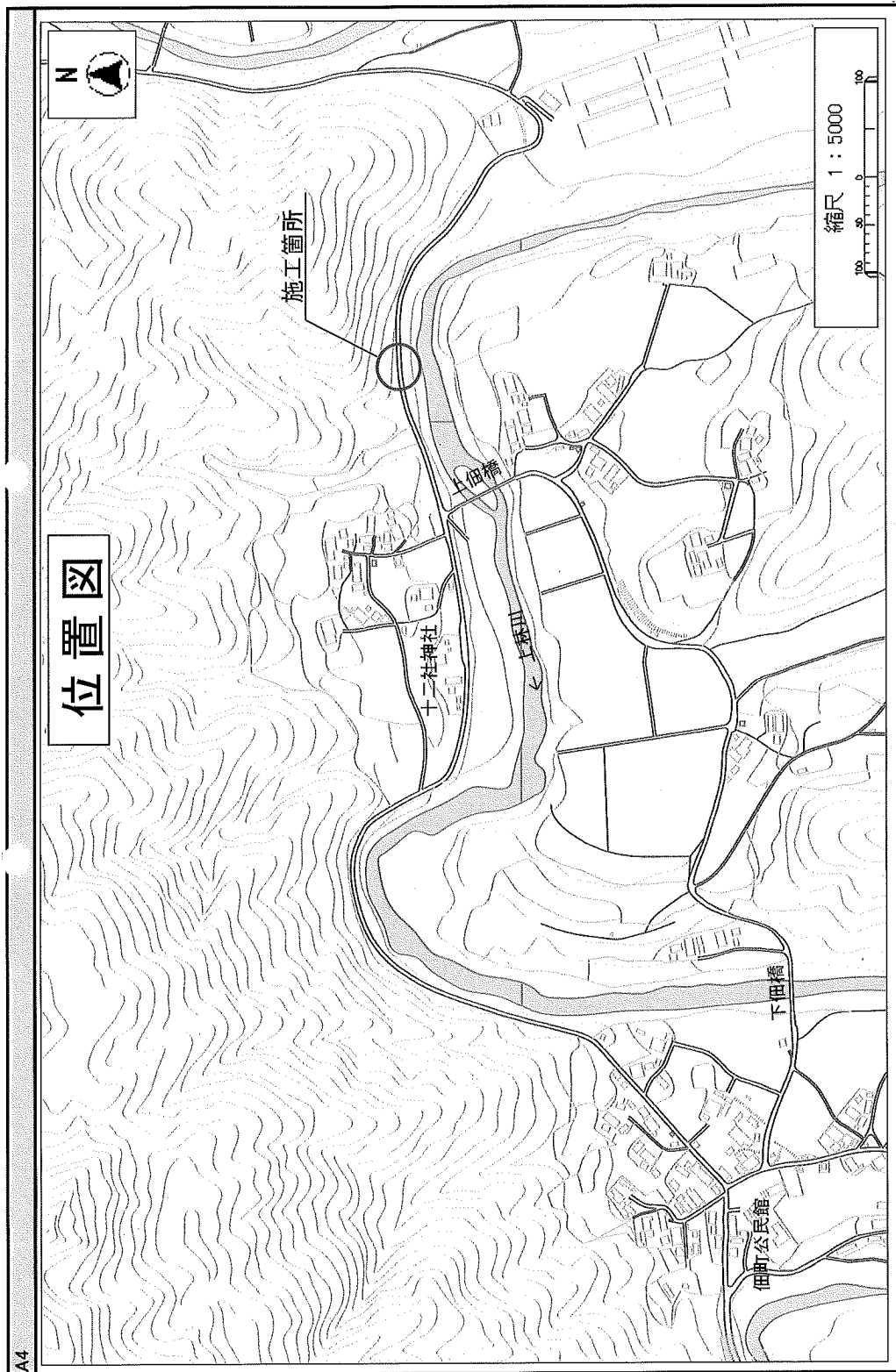
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
 (ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 0 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業及び道路整備事業の市道山入安国寺線法面整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 3 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道山入安国寺線法面整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市安国寺町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>L = 1 8 . 3 m W = 3 . 6 ~ 3 . 6 7 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 2 9 m²</p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 3 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 1 1 m²</p> <p>防護柵設置・撤去工 L = 1 2 m</p> <p>防護柵基礎工 L = 1 1 m</p> |
| (5) 予定工期 | <p>令和 7 年 8 月 5 日から</p> <p>令和 7 年 1 2 月 1 2 日まで（1 3 0 日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は880円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日（木）から

令和7年7月18日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提

出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年7月30日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとしま

す。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 36号 市道建田八津合線改良工事	1	
第507 37号 市道山入安国寺線法面整備工事	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

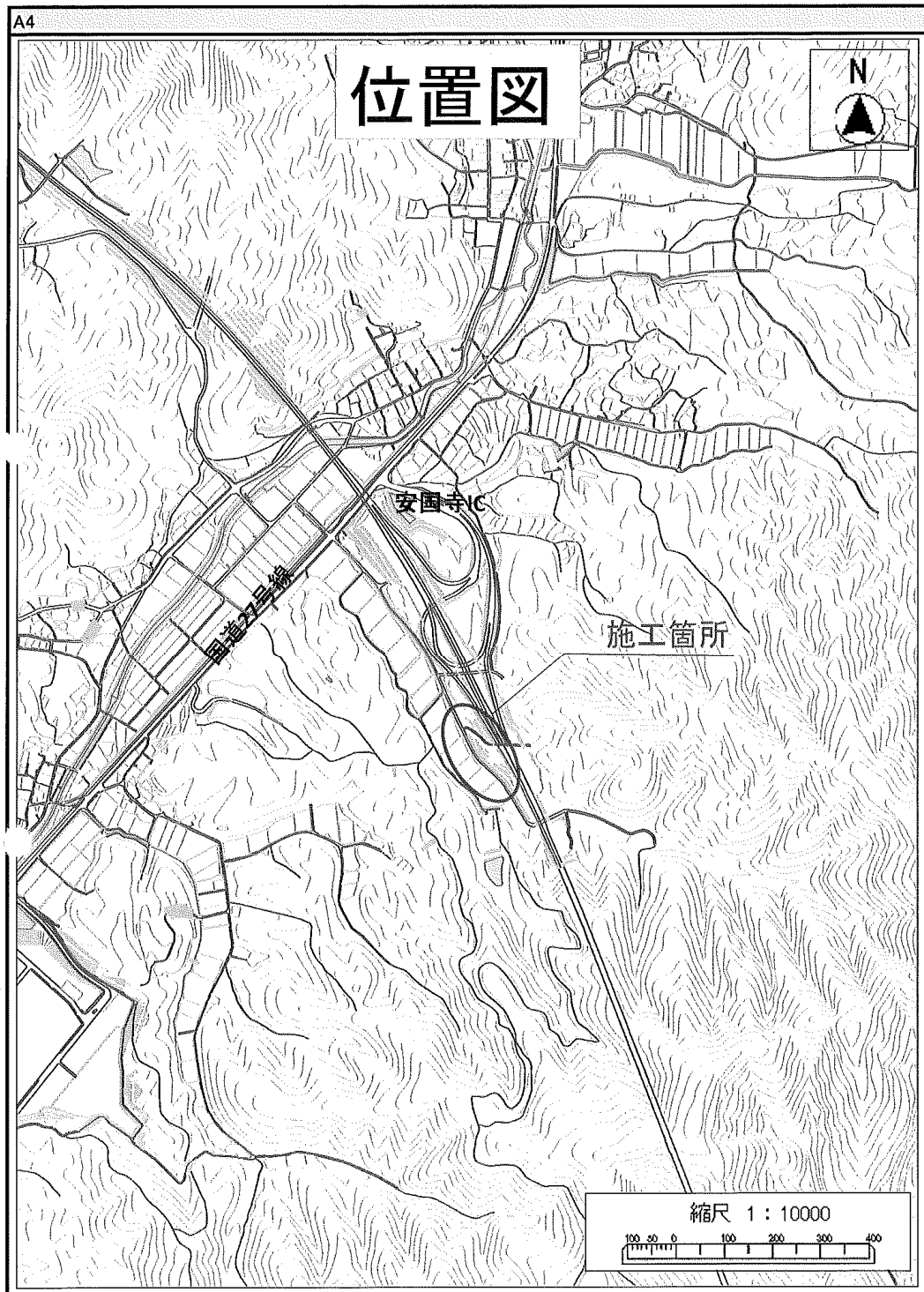
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
 (ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 1 号

防災基盤整備事業、西原町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 3 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 西原町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西原町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 西原町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設木造平屋建
既設消防ポンプ格納庫（詰所付）解体 鉄骨造平屋建
既設ホースポール解体 一式
ホースポール新設 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 7 年 1 2 月 2 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の A 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は400円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年7月17日(木) から
令和7年7月18日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年7月22日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日（水）午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

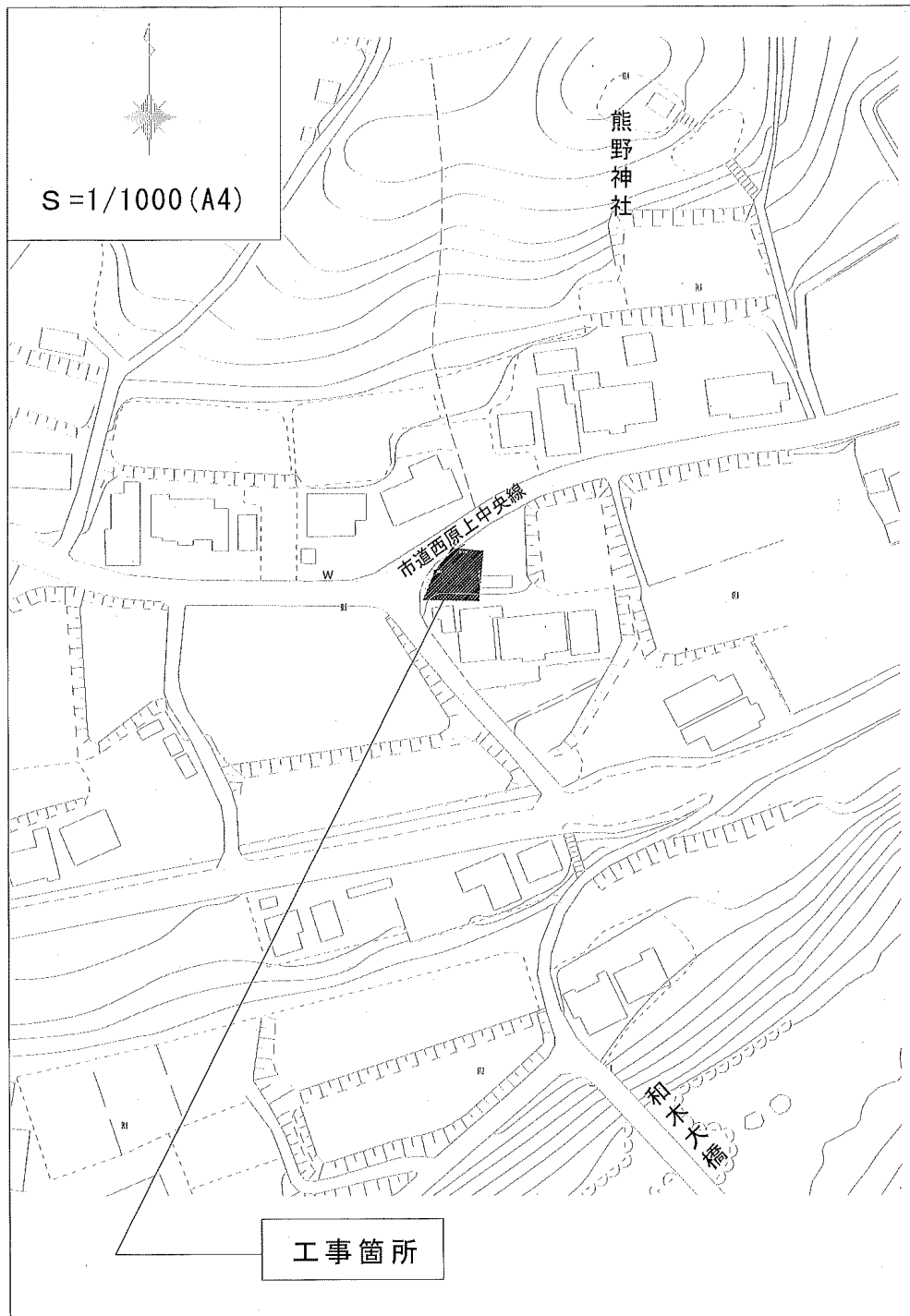
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が9,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 2 号

道路整備事業、市道住宅工業団地 2 号線外 1 線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 4 0 号
- (2) 工 事 名 市道住宅工業団地 2 号線外 1 線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市桜が丘三丁目外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 2 2 0 . 0 m W = 8 . 0 m
アスファルト舗装工 A = 5 8 1 m²
区画線工 L = 7 4 9 m
- (5) 予定工期 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 7 年 1 0 月 1 3 日まで（7 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は410円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日(木) から

令和7年7月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年7月30日（水）午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

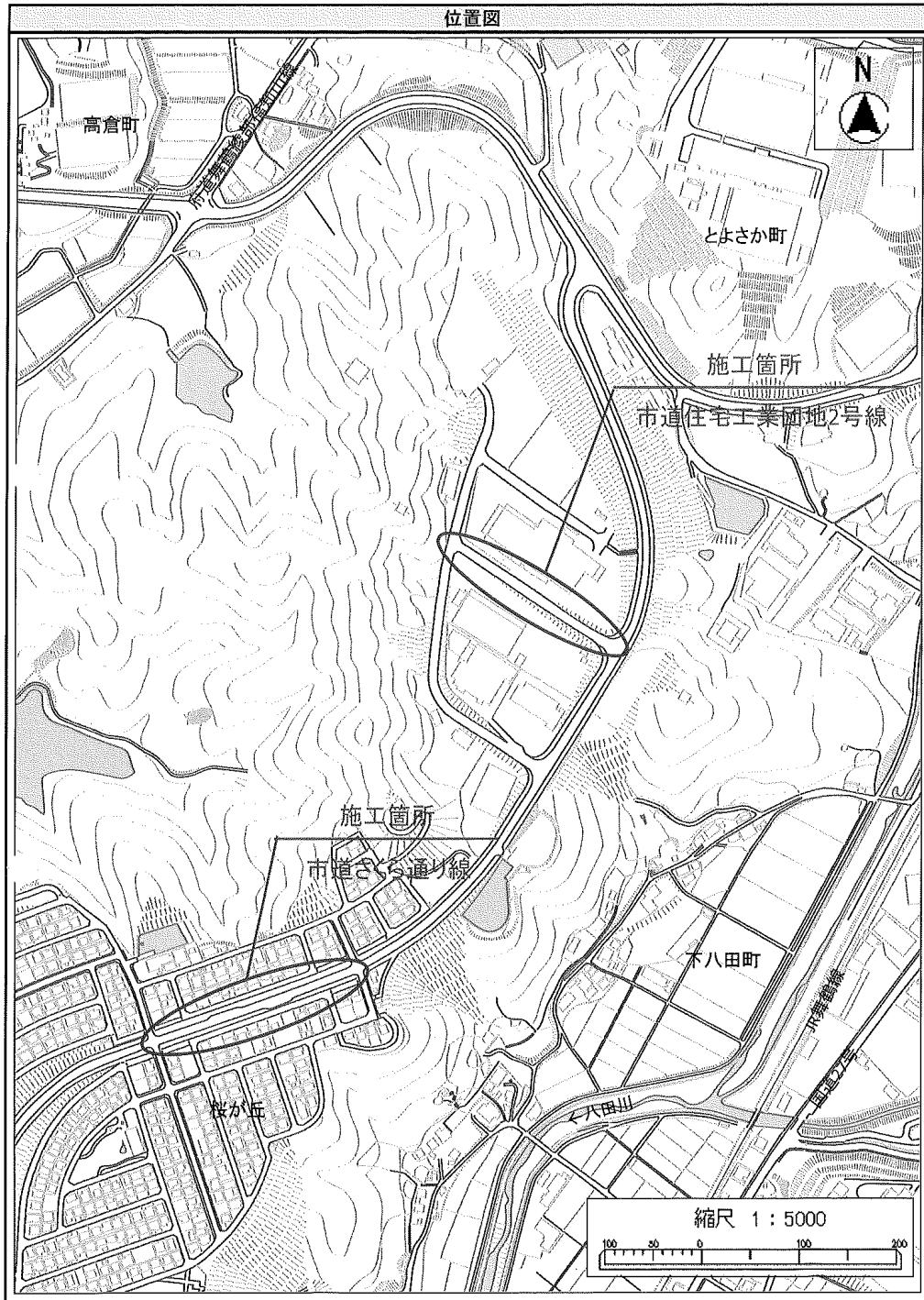
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 3 号

工業団地・交流プラザ改修事業、綾部工業団地・交流プラザ改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 4 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部工業団地・交流プラザ改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市とよさか町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 空調機取替
天井埋込形 1 基
壁掛け形 1 基
照明器具取替 9 8 箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 7 年 1 1 月 2 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般

競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3) を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は270円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年7月17日(木) から
令和7年7月18日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年7月22日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年7月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日(水) 午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築電気設備工事（No. 7）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑤

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

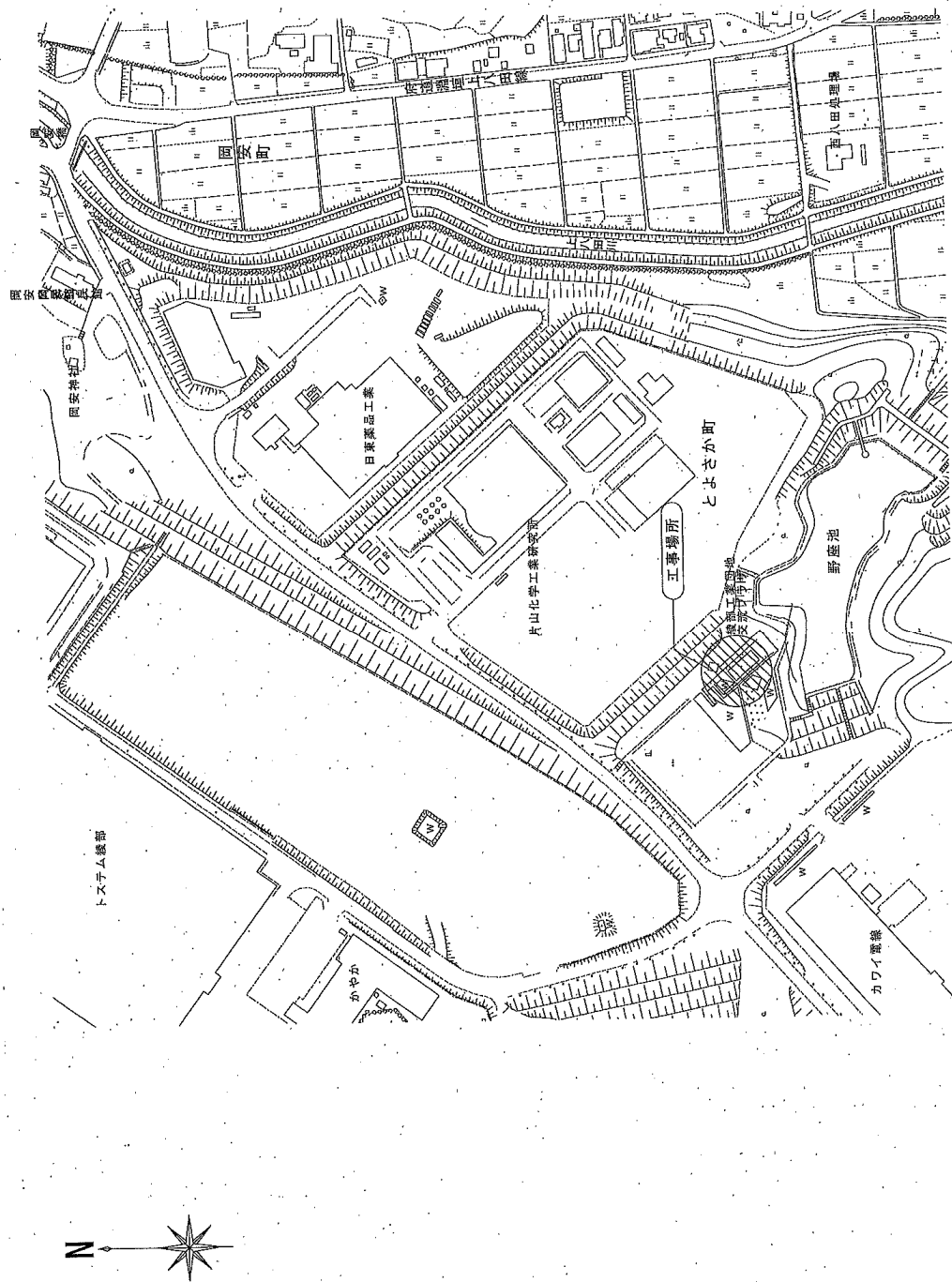
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
 (ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取り図 $S=1/2, 500$

綾部市公告第 8 4 号

下水道整備事業、綾部第 2 浄化センター施設改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 4 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部第 2 浄化センター施設改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市多田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 汚泥脱水施設改修 一式
附帯工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 8 年 1 月 3 1 日まで（1 8 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ） 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は610円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日(木) から

令和7年7月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年7月22日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりませ

ん。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日（水）午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和 7 年 4 月 1 日改正」の「下水道等 下水道等工事（機械設備工事）（電気設備工事）（N o. 10）」の算出式を適用とします。

13 その他

- （１）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- （２）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- （３）入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- （４）入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- （５）本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6（直通）

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

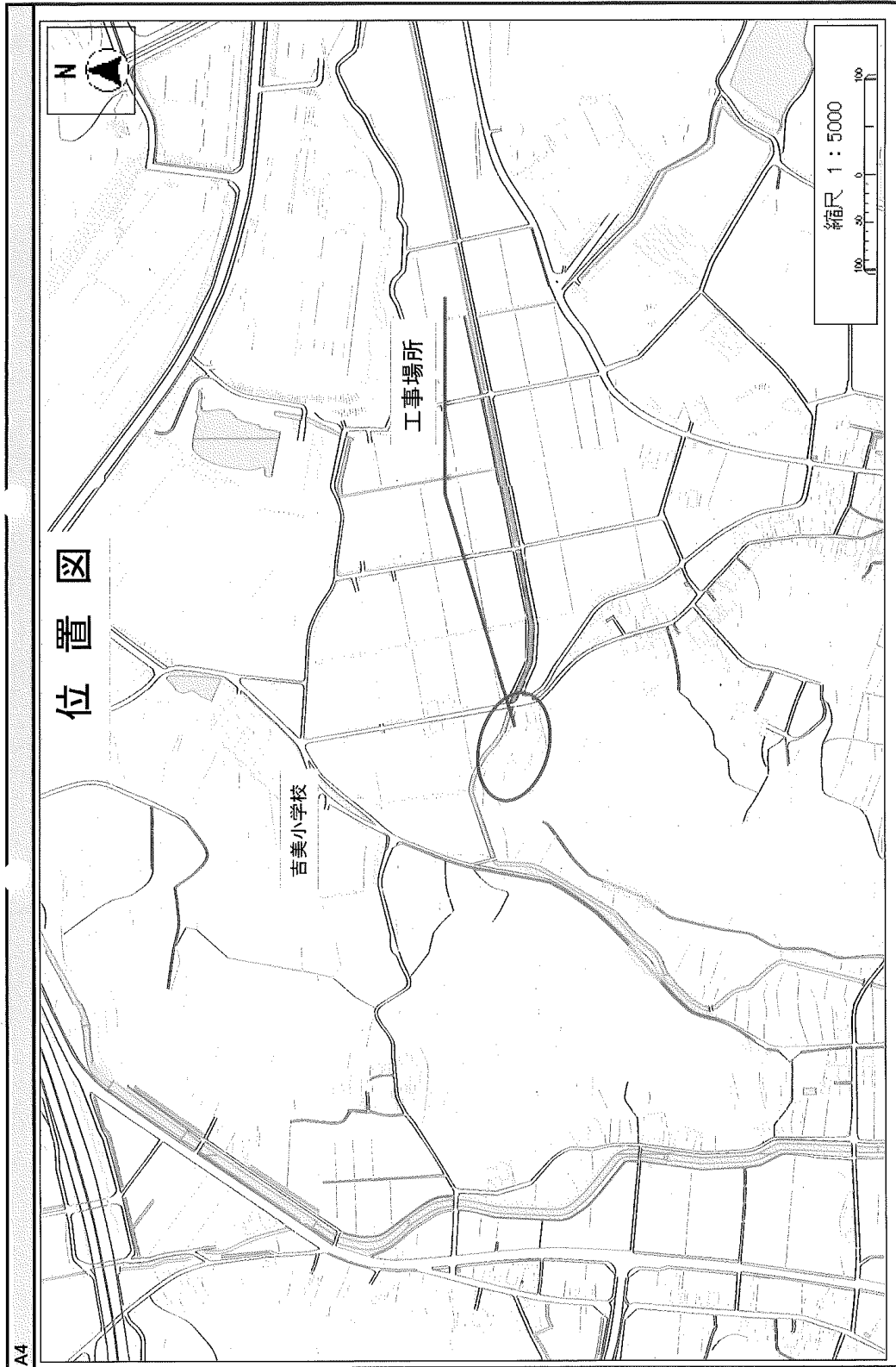
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）
 - ・兼務する工事が2件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。）

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 5 号

宮代コミュニティセンター改修事業、宮代コミュニティセンター防水等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 4 5 号 |
| (2) 工 事 名 | 宮代コミュニティセンター防水等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋上、ベランダ等防水改修 一式
外壁改修
パネル部等塗膜防水 一式
リシン吹付部防水型複層塗材E塗 6 8 4 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 7 年 1 1 月 2 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で防水工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 防水工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年7月7日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は250円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年7月10日(木) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月11日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年7月17日(木) から
令和7年7月18日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年7月22日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年7月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月30日(水) 午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

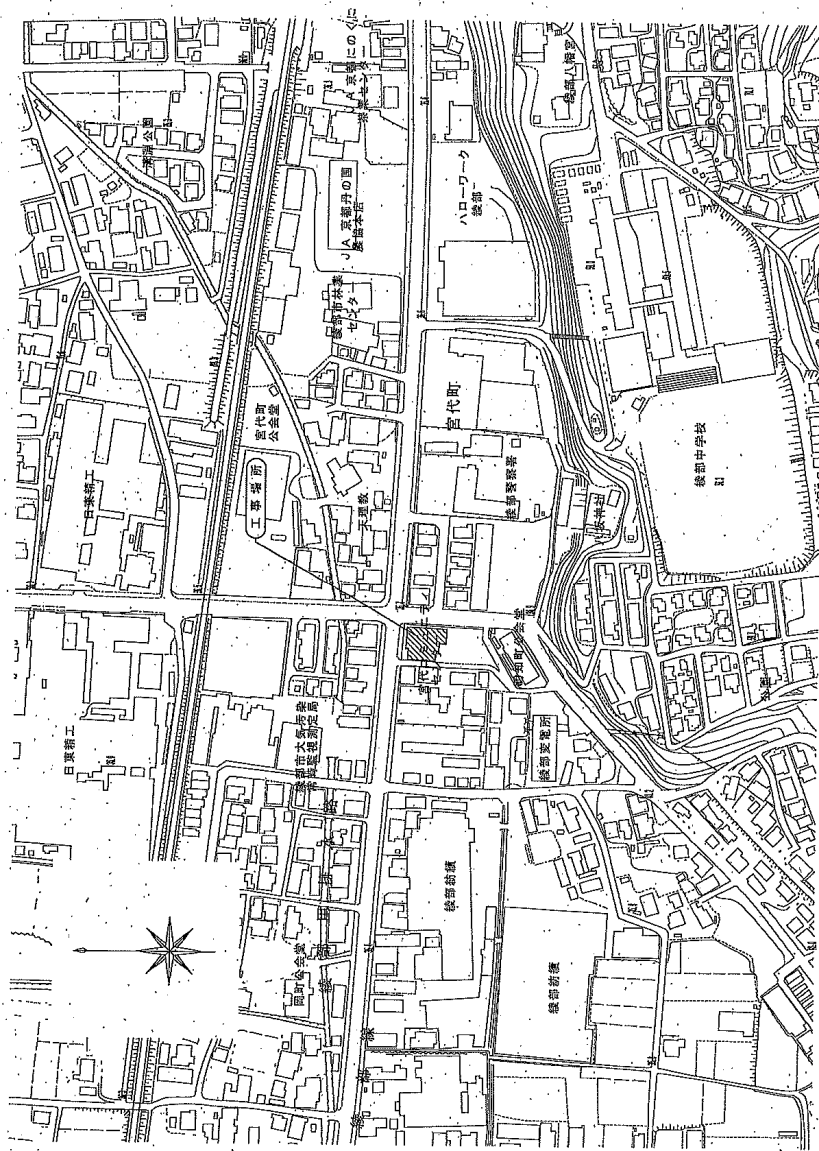
2) 主任技術者

- 1 防水工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 6 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 2 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 4 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 2 |
| (3) 工事場所 | 綾部市野田町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
5 人槽構造基準型 1 基
5 人槽構造基準型 P 付 2 基
5 人槽コンパクト型 1 基
7 人槽構造基準型 P 付 1 基
計 5 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 5 日から
令和 8 年 1 月 1 日まで（1 5 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は970円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日（木）から

令和7年7月18日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年7月30日（水）午後2時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 46号 浄化槽設置工事その2	1	本案件
第507 47号 浄化槽設置工事その1	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

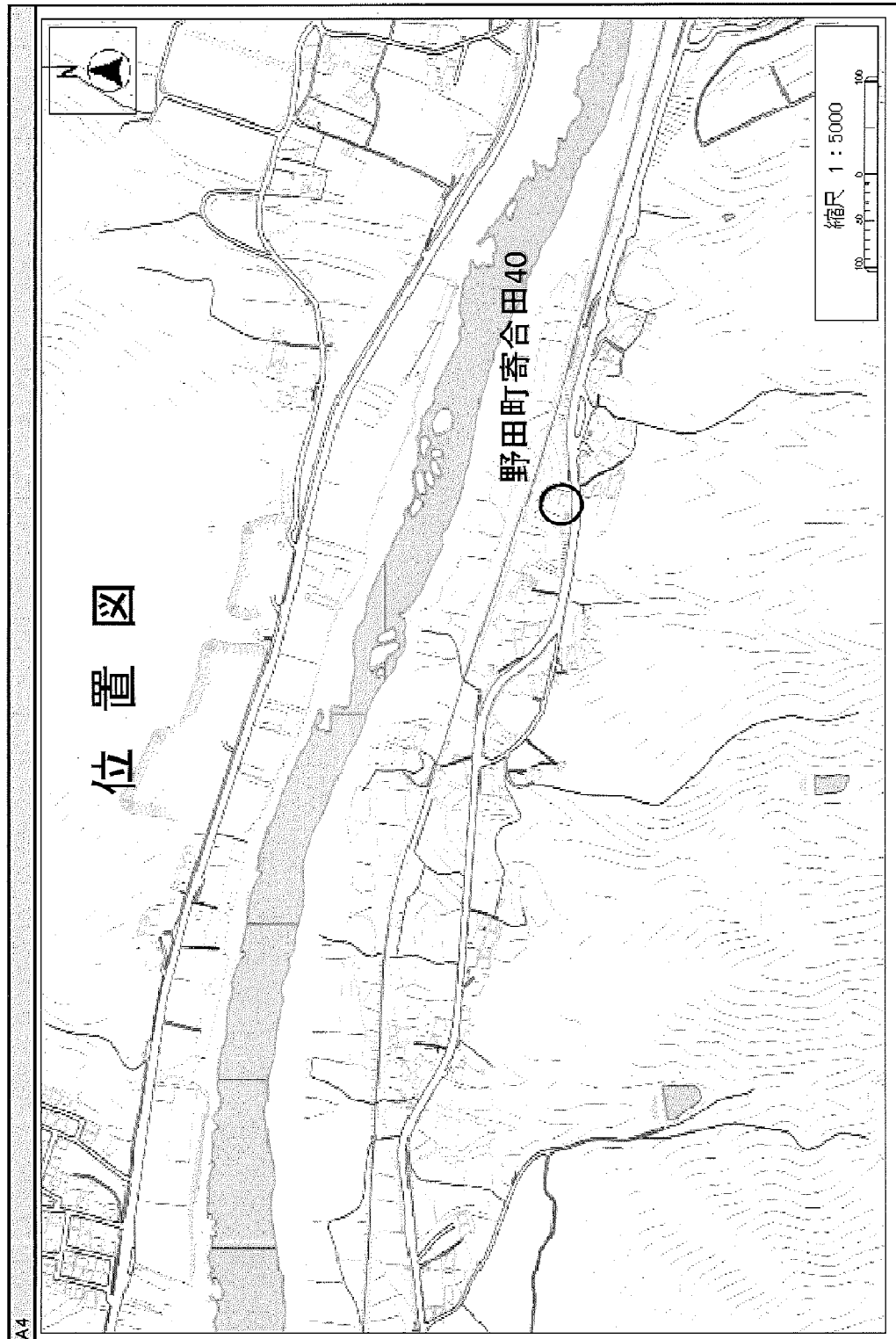
2) 主任技術者

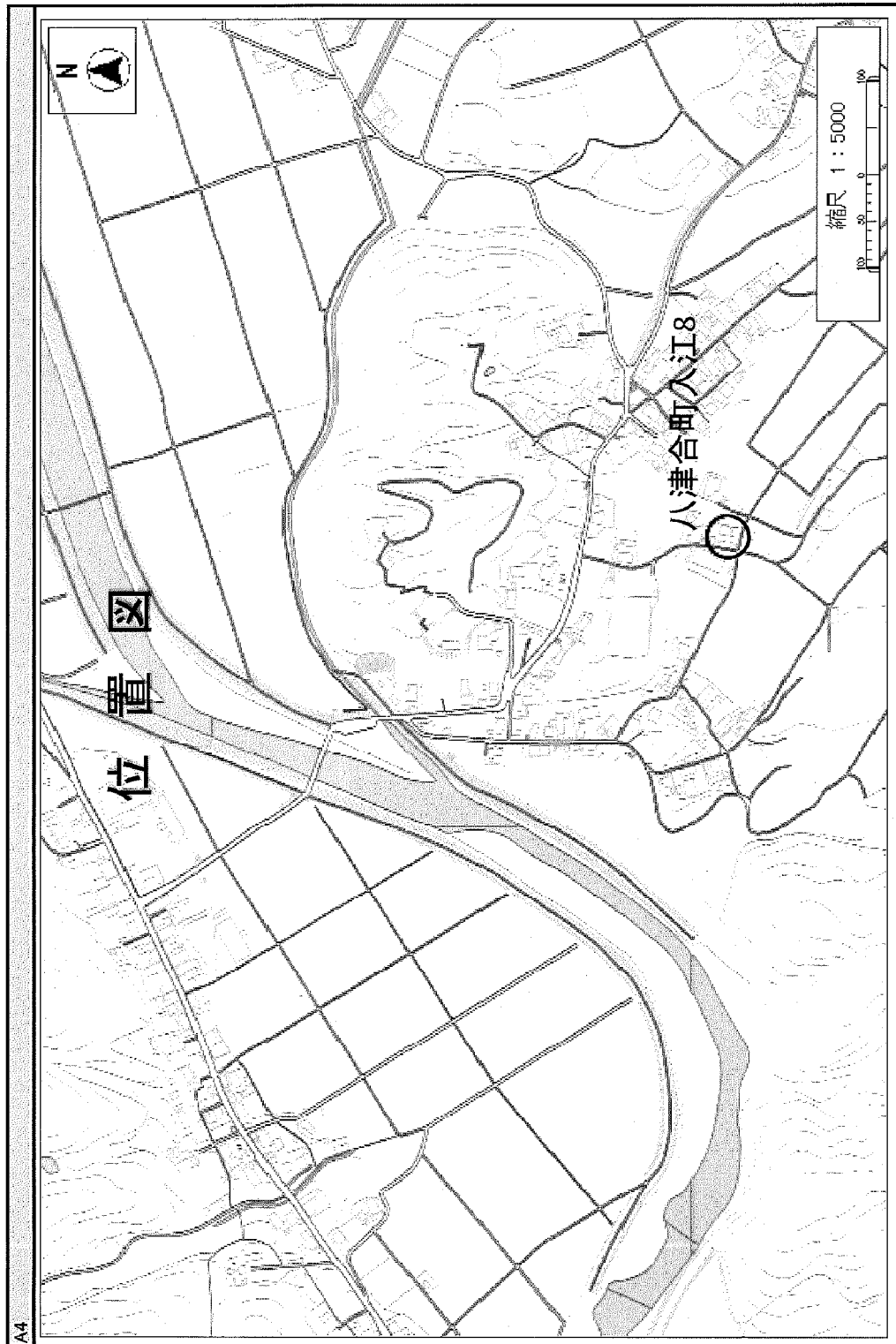
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

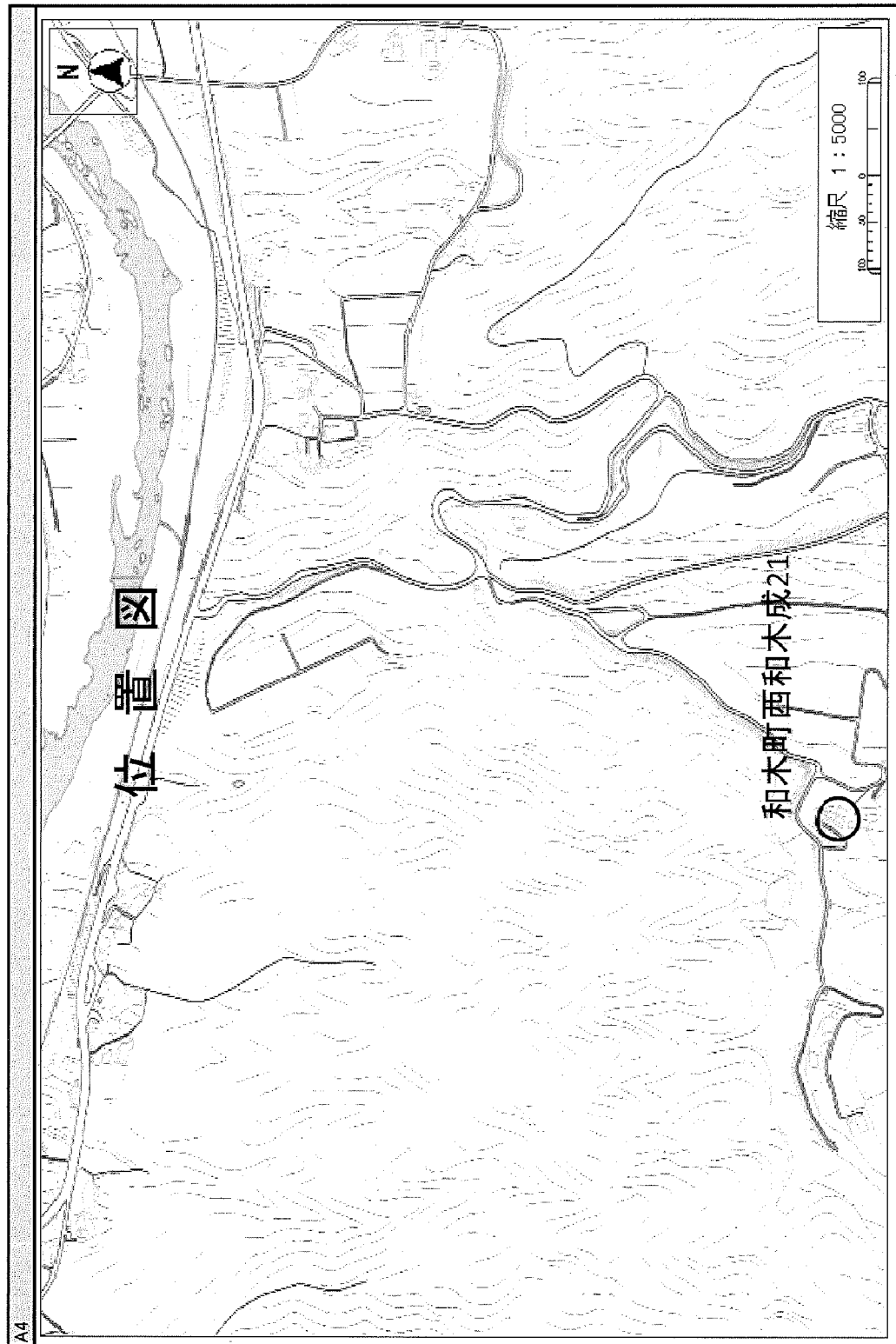
3) 現場代理人

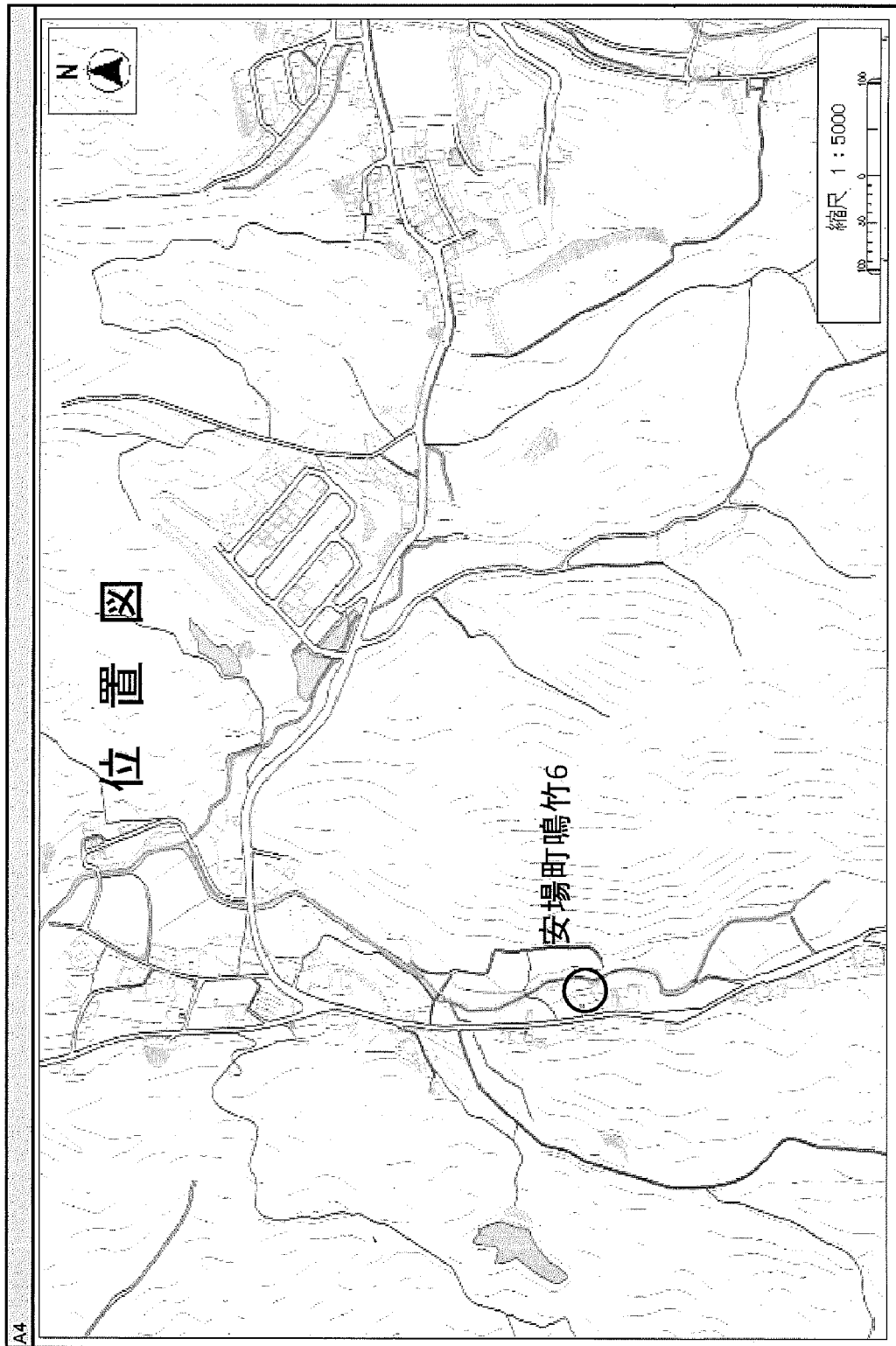
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

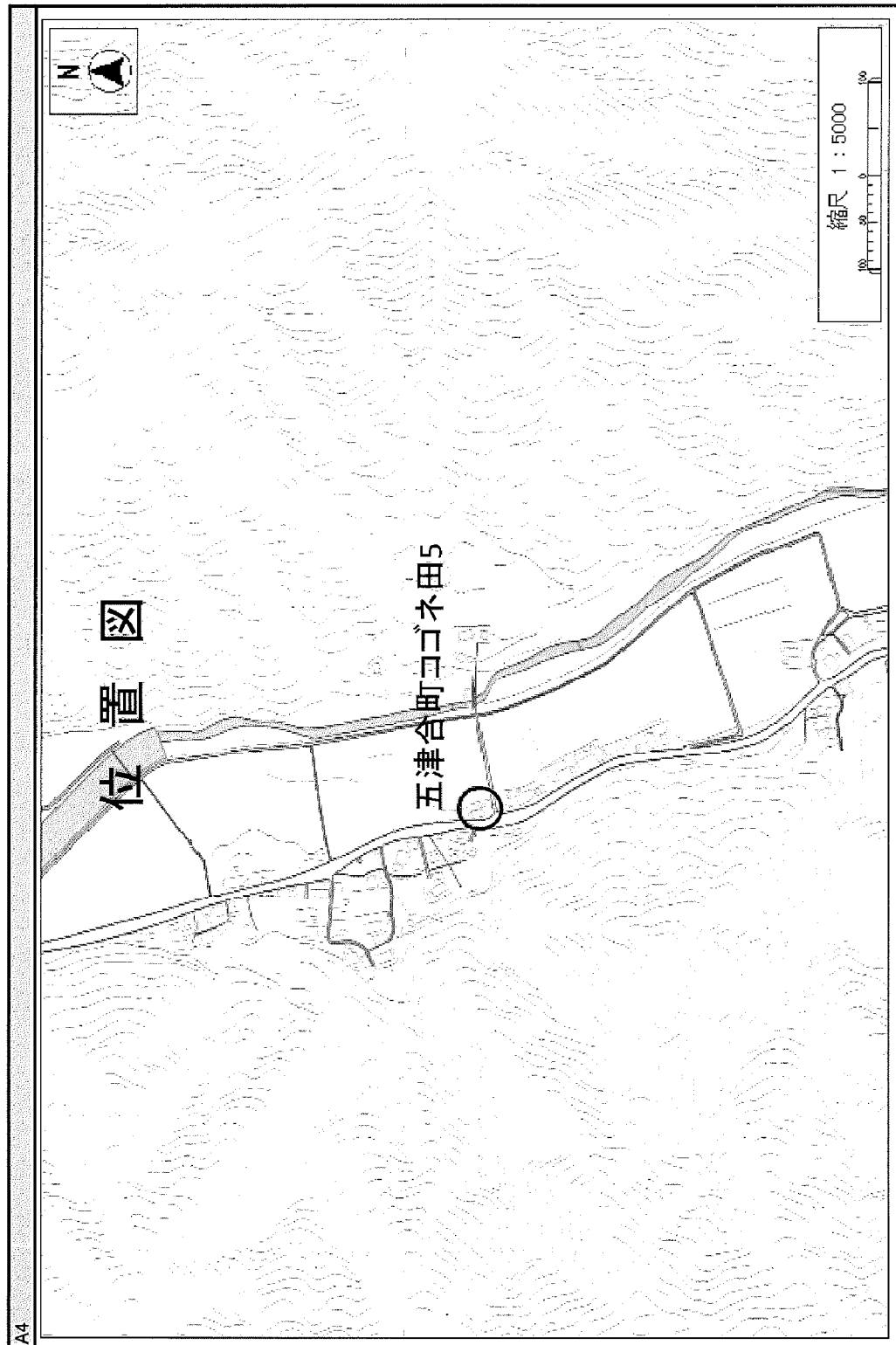
- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。











綾部市公告第 8 7 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 1 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 7 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 4 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 1 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>小型合併処理浄化槽設置</p> <p>5 人槽構造基準型 P 付 1 基</p> <p>7 人槽構造基準型 2 基</p> <p>7 人槽コンパクト型 1 基</p> <p>7 人槽コンパクト型 P 付 1 基</p> <p>計 5 基</p> |
| (5) 予定工期 | <p>令和 7 年 8 月 5 日から</p> <p>令和 8 年 1 月 1 日まで（1 5 0 日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は870円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年7月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年7月17日（木）から

令和7年7月18日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年7月22日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和7年7月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年7月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年7月30日（水）午後3時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 46号 浄化槽設置工事その2	1	
第507 47号 浄化槽設置工事その1	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

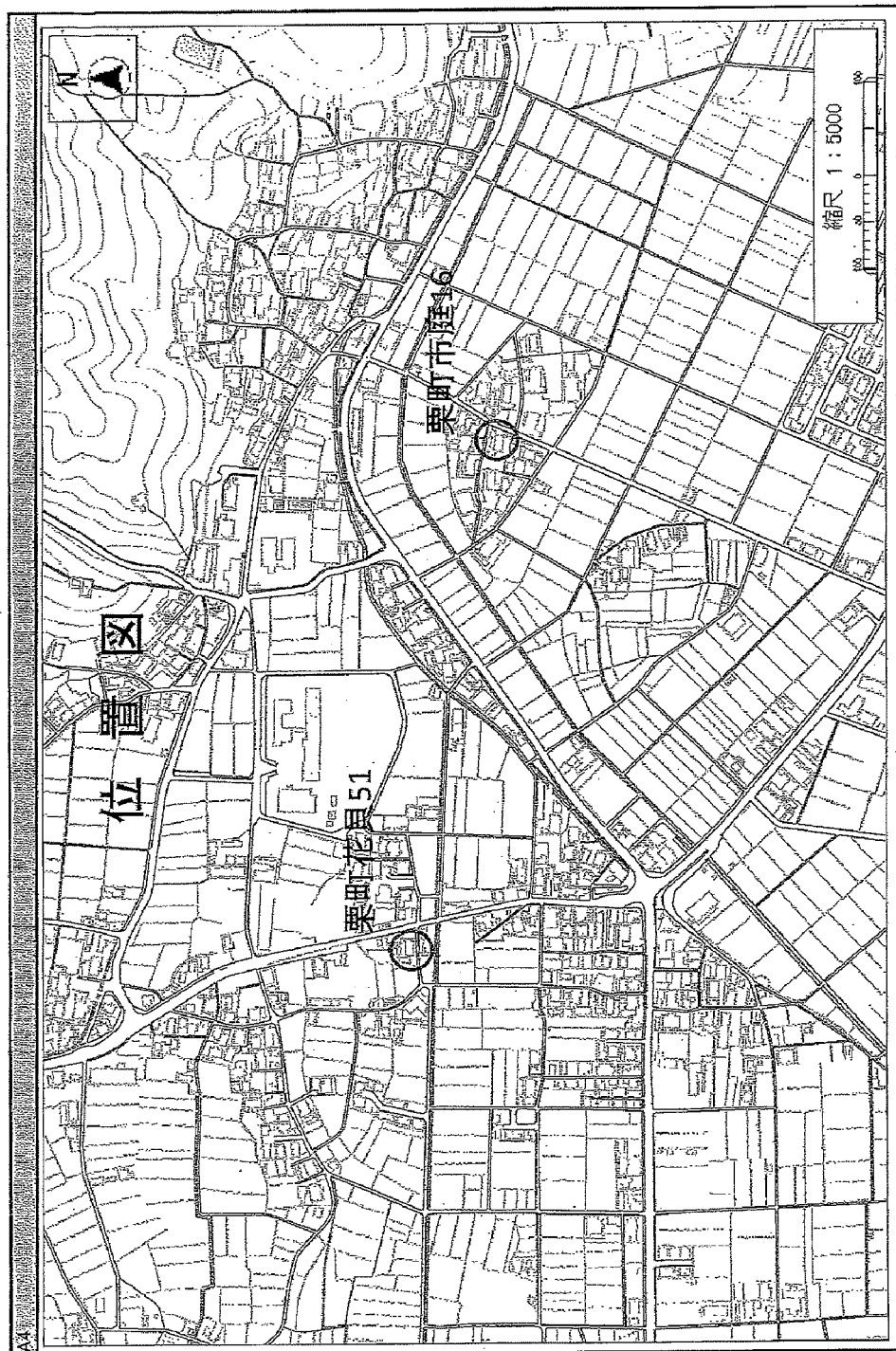
2) 主任技術者

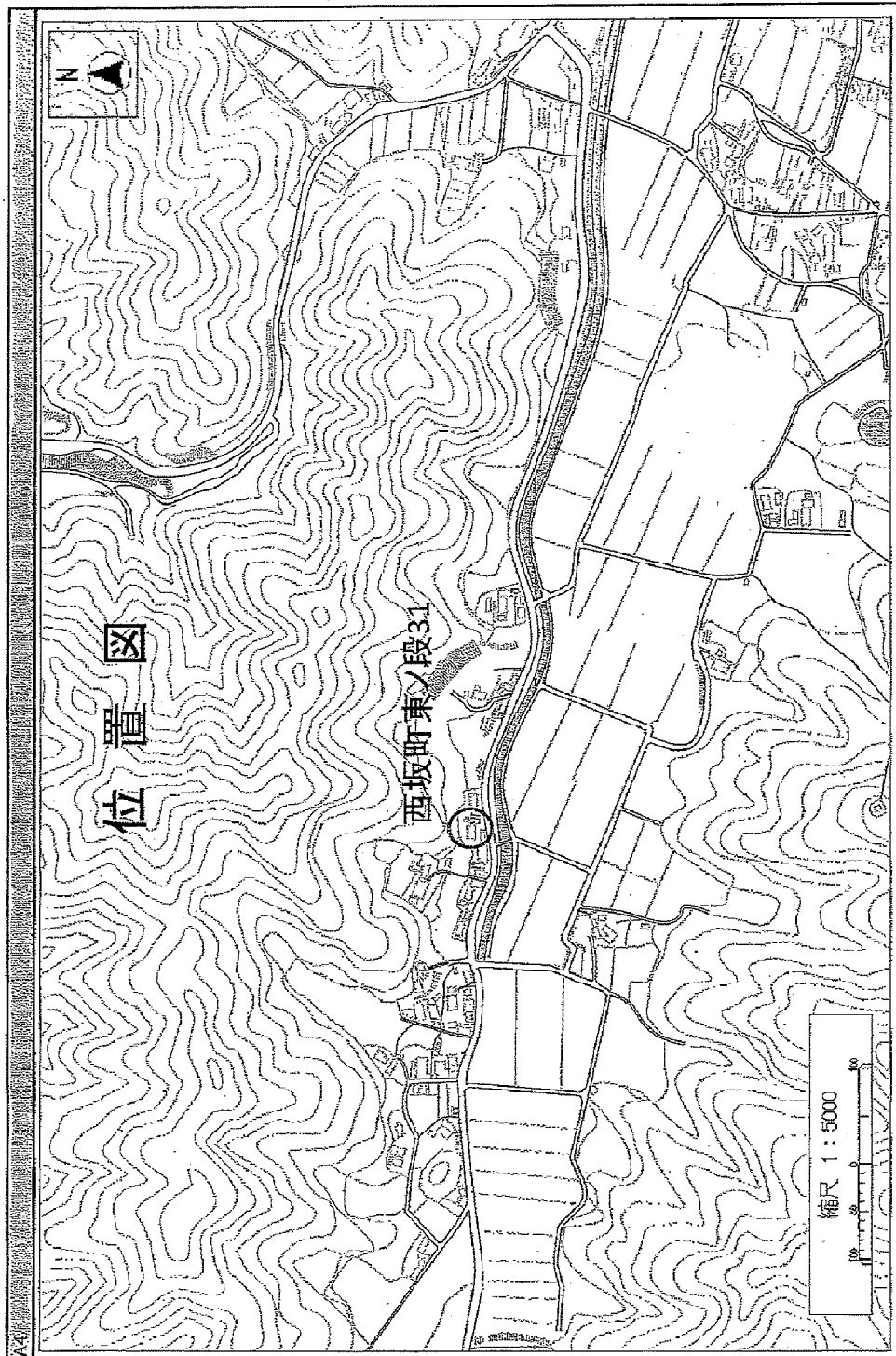
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

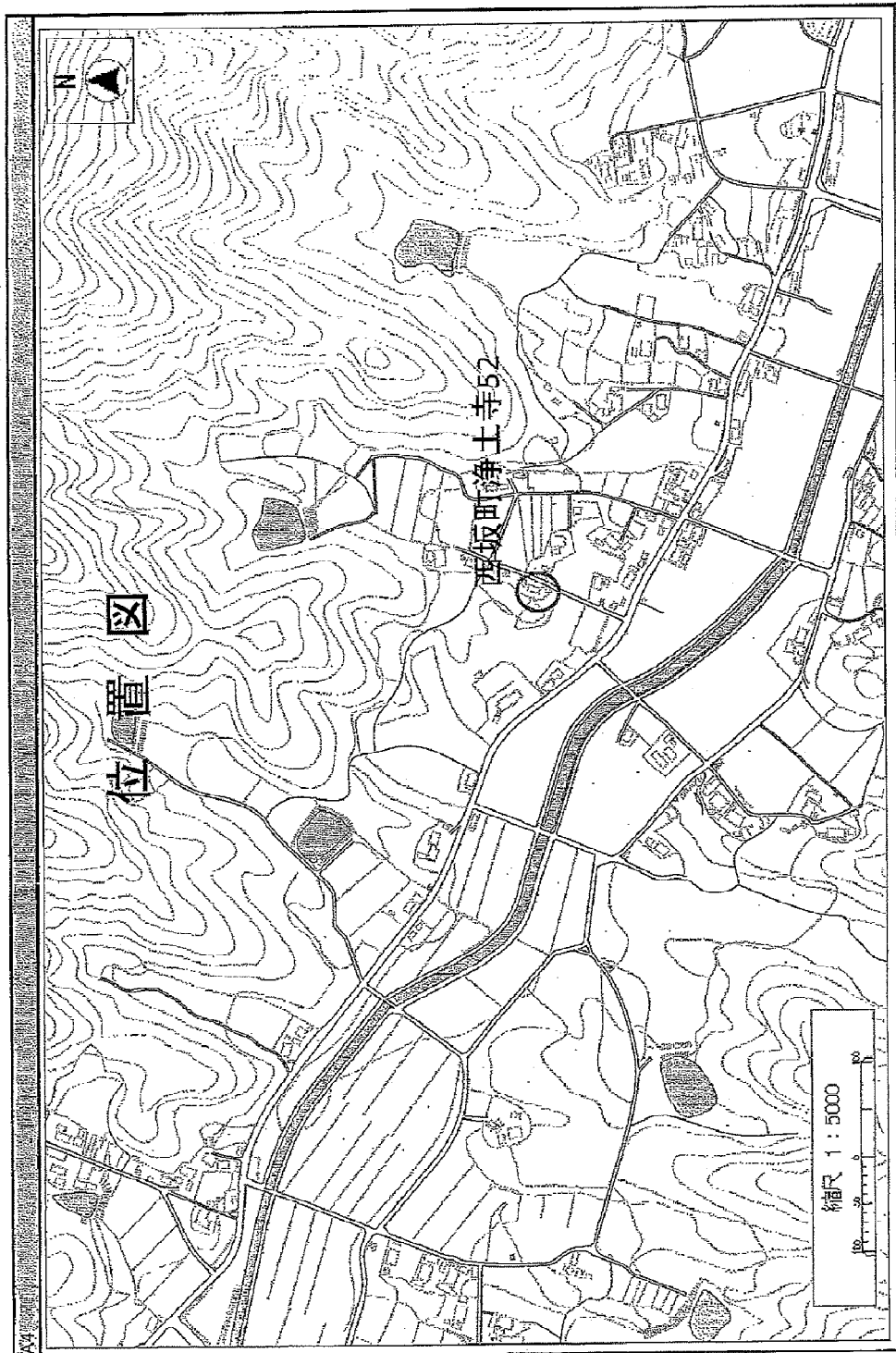
3) 現場代理人

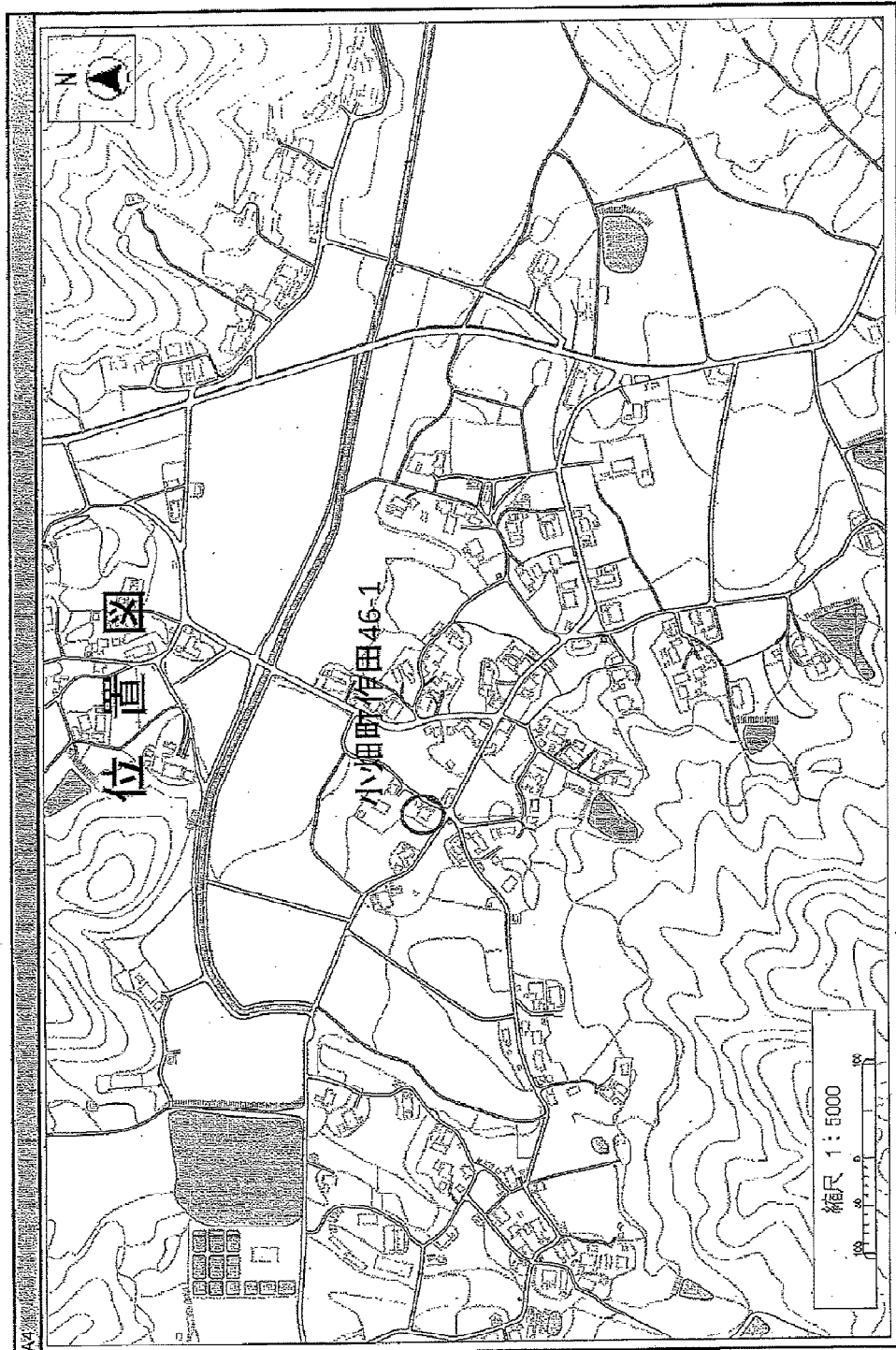
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以下の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。









綾部市公告第 8 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 0 号

綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）に関する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）提案募集要領」により実施する。

綾部市保健福祉センターＥＳＣＯ事業
(第２回)
提案募集要領

令和７年７月
綾部市

1. 趣 旨

綾部市（以下、「市」という。）は、「保健福祉センター」の改修を効率的・効果的に実施し、施設の省エネルギー化を図ることを目的に ESCO（Energy Service Company）事業を活用した提案を公募する。

本募集では、民間事業者（以下、「事業者」という。）から、設計、施工、管理、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案（以下、「提案」という。）を受けるために公募を行い、市にとって最も優れていると考えられる提案を選定し、最も優れている提案を行った事業者（以下、「優先交渉権者」という。）は、市と契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合のみ契約締結し本事業を実施する。

2. 目 的

- （１）環境負荷の低減及びエネルギーマネジメントの推進
- （２）光熱水費及び維持管理費の効果的な削減
- （３）老朽化した設備更新による長寿命化対策

3. 事業名称及び内容等

事業名称

綾部市保健福祉センターESCO 事業（第２回）

契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（事業者が提案する事業に要する初期費用分の資金を市が負担する。）

事業内容

事業者は、市と締結する契約に基づき、対象施設において省エネルギー率と CO2 削減率をなるべく高く実現させる包括的エネルギーサービス（以下、「ESCO サービス」という。）を提供し、市は ESCO サービスに対する報酬（以下、「ESCO サービス料」という。）を支払う。

（１）提供するサービス

事業者は、市と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、自らが行った提案を基に設計・施工・監理した省エネルギー改修設備等（以下、「ESCO 設備」という。）を導入し、設備の運転管理の助言、維持管理、光熱水費削減額やエネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む ESCO サービスを提供する。

（２）運転管理及び維持管理

事業者は、契約期間内において、自らの責任で ESCO 設備の運転管理等及び省エネルギー保証のために必要な維持管理（定期点検等）の計画を示し、市の承諾の下に維持管理を行うものとする。併せて、ESCO 設備及び市の既存設備等に関する運転指針を示し、事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管

理を行う。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証するものとする。

(4) ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 設備に係る設計・工事の完了検査後、市に ESCO 設備の引き渡しを行う。

(5) ESCO サービス料（いずれも消費税を含む。）

ア 改修工事等サービス料限度額 137,500,000 円

※詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等に係る実質の限度額。

イ 維持管理等サービス料限度額 2,495,000 円（3年総額）

※ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱水費削減保証に係る費用を含む。

(6) ESCO サービスの契約期間は、改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(7) 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は次のとおりとする。

ア 施設全体の照明設備の LED 化（事務室及び共用部を除く）

イ エレベータ既存不適格の改修

ウ 内壁及び外壁のタイル撤去及び更新

エ 屋上防水の更新

(8) 任意改修設備

前項に掲げる設備以外で、「2. 目的」の内容に合致するような提案があれば、任意提案として認め、審査時に評価を行う。

※上記設備機器の更新に係る配線、動力設備、幹線設備、受変電設備等の改修を含む。また、改修による不要機器・配管等の撤去、補修及び建築附帯・仮設工事等を行うこと。

(9) 対象施設

施設名：保健福祉センター

場 所：綾部市青野町東馬場下15-6

(10) 業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

ア 省エネルギーに関する詳細診断、設計、工事、工事監理及びその関連業務

イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務

ウ 改修工事等サービスの完了検査後の市への ESCO 設備の引き渡し業務

- エ 契約期間内における ESCO 設備の運転及び維持管理業務
- オ 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針作成及び助言業務
- カ 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- キ 契約期間内におけるエネルギー削減量の保証業務

(11) 事業スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ア 優先交渉権者の決定 | 令和7年10月上旬 |
| イ 契約の締結 | 令和7年10月中旬（予定） |
| ウ 改修工事等サービス期間 | 契約締結日～令和8年3月31日 |
| エ 維持管理等サービス期間 | 令和8年4月1日～令和11年3月31日 |

4. 応募条件

応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- (2) グループで応募する場合は、次の「応募者の役割」で示す事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- (3) グループでの参加表明時は、構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者は、提案に係る諸手続（応募を含む。）及び契約に係る諸手続を行うこと。

応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担すること。
 - ア 事業役割 市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
 - イ 設計役割 設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
 - ウ 建設役割 建設に関する業務を全て実施する。
 - エ その他役割 上記ア～ウ以外の運転、維持管理、計測・検証、運用改善等に関する業務を実施する。
- (2) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- (3) 下請け業者や協力事業者等の選定の際は、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- (1) 応募者は、「11. 参加表明提出書類・作成要領」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、ESCO 設備改修後のエネルギー削減量及び光熱水費削減額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績（提案のみを除く。）があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う応募者が複数ある場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- (5) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う応募者は、工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (3) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けている者
- (4) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者
- (5) 綾部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者である者
- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁

判所からの再生手続開始決定がされている者

- (9) 国税及び市税を滞納していない者
- (10) 不正な手段を用いて本 ESCO 事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- (11) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。市は本公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約を締結した時点で著作権は市に帰属する。

(3) 特許権等

ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(4) 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とする。

(10) 市内事業者の活用

本事業の実施に当たっては、市内事業者及び既存のメンテナンス業者を最大限に

活用し、メンテナンスは原則として現行の水準を下回らないようにすること。

5. 事業者選定の流れ

参加資格要件の審査及び提案要請

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たしている場合は提案書の提出を文書で要請する。

最優秀及び優秀提案者の選定

保健福祉センターESCO 事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

詳細協議

最優秀提案者はESCO 契約に向けての優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件（詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成を含む）について、市と詳細協議を進めるものとする。なお、本協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

事業者の選定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合に事業者と契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者と定め同様の詳細協議を行う。

6. スケジュール

本公募等に係るスケジュールは次のとおり。なお、変更があった場合は市ホームページに掲載する。

日 程	内 容
令和7年7月14日	公募開始（市ホームページ及び公告）
令和7年7月14日から17日	質問受付
令和7年7月24日	質問回答
令和7年8月1日	参加申請期限
令和7年8月4日	参加資格審査通知及び提案要請書の送付
令和7年8月5日から6日	現場ウォークスルー調査
令和7年8月8日まで	現場ウォークスルー調査に係る質問受付
令和7年8月18日	現場ウォークスルー調査に係る質問回答
令和7年8月18日から9月5日	ESCO事業提案書類受付
令和7年9月末から10月初旬	プレゼンテーション及びヒアリング（オンラインで実施）
令和7年10月上旬	最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知
令和7年10月中旬	選定結果等の公表

令和7年10月中旬	契約締結に向けた詳細協議及び契約
契約締結日から令和8年3月31日まで	設計・工事期間（試運転等含む）
令和8年4月1日から	維持管理期間開始
令和11年3月31日	維持管理期間終了

ESCO 提案募集の手続き

（１）募集要領の公表

募集要領は、令和7年7月14日(月)から市ホームページで公表する。

（２）募集要領に関する質問

本要領に関する質問は、次により行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。
電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和7年7月14日（月）から17日（木）正午必着

ウ 回答

令和7年7月24日（木）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（３）参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で提出すること。
なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和7年7月14日（月）から8月1日（金）正午必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「11. 参加表明提出書類・作成要領」を参照

（４）参加資格審査通知及び提案要請書の送付

参加資格審査の結果は、令和7年8月4日（月）に市から応募者（代表者）にメール等により通知する。また、資格が確認できた場合は提案要請書を送付する。

（５）現場ウォークスルー調査

市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施する。詳細は提案要請書等と併せて通知する。

ア 日時

令和7年8月5日（火）から6日（水）

詳細な日時は、市及び応募者と協議の上で決定する。

イ 場所

保健福祉センター（綾部市青野町東馬場下15-6）

ウ 内容

現地調査及び資料閲覧

（6）現場ウォークスルー調査に関する質問

現場ウォークスルー調査に関する質問は次のより行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。

電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和7年8月5日（火）から8月8日（金）午後5時必着

ウ 回答

令和7年8月18日（月）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（7）ESC0 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、現場ウォークスルー調査参加後、調査結果及び市が提供する「14. 配布・閲覧資料」に示す資料等を基に「12. ESC0 提案書類・作成要領」に従い、ESC0 提案書類を作成し持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和7年8月18日（月）から9月5日（金）午後5時必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「12. ESC0 提案書類・作成要領」を参照

（8）提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、9月5日（金）午後5時までに提案辞退届（様式第7号）を事務局に持参又は郵送で提出すること。

（9）プレゼンテーション及びヒアリングの開催

令和7年9月末～10月初旬に予定。

ESC0 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、選定委員会において、事業提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も点数の高かった者を選定す

る。また、提案者が1 者の場合においても、選定委員会を開催する。審査基準については、別紙「保健福祉センターESC0 事業 ESC0 提案審査評価項目（点数判別方式）」（以下「評価項目」という。）を参照のこと。

7. 審査及び通知等

審査及び通知

選定委員会は総合的に ESC0 提案書の審査を行う。

- （１）応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1 者及び優秀提案者を1 者選定する。
- （２）最優秀提案者を ESC0 契約に向けての最優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。
- （３）審査結果の通知及び公表
 - ア 審査結果は、メール等で通知する。
 - イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
 - ウ 審査結果は、市ホームページで公表する。

失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）期限までに書類が提出されない場合
- （２）提出書類に虚偽の記述があった場合
- （３）価格提案が ESC0 サービス料の上限を超える場合
- （４）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （５）選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- （６）本募集要領の条件に違反すると認められた場合

8. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESC0 提案提出書類を作成すること。

提示条件

- （１）省エネルギー率
施設全体の省エネルギー率が1 5 %以上になるような提案を心がけること。
- （２）提案に関する事項
必ず更新改修等を要する設備は「3（7）指定改修設備」のとおりとする。

改修工事に関する共通条件

- （１）工事事務所は、敷地内に設置することを可能とし、材料置場、駐車場は、敷地内や既存建築物内の一部を使用可能とするが、不足する場合は事業者において確保すること。
- （２）改修工事は、契約締結日から令和8 年3 月3 1 日までに実施すること。原則として、

室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。工事中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。その他、日常の使用や業務に支障が生じないように十分配慮すること。

- (3) 施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のものにこだわらないが、体裁には配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。
- (4) 事業者が設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。
- (5) 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無の再確認及び含有率分析の上で別途市と協議を行うこと。
- (6) 市は、事業場所において受電設備の運転管理及び保守点検を行う契約を業務受注者と締結している。事業者は ESCO 契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- (7) 改修した機器、器具の省エネルギー効果の計測・検証方法を示した上で確実に検証結果を示すこと。なお、照明器具における計測・検証方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書) や (財) 省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている手法(「計測・検証方法の設定(官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル)」)を基に適切な手法を採用すること。

事業の遂行

- (1) 令和8年3月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和8年4月1日から ESCO サービスを提供すること。
- (2) 「3 (10) 業務の範囲」に示す業務を確実にすること。

設計・施工に関する事項

「14. 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとする。

ベースライン及び削減保証額の設定

(1) ベースラインの設定

- ア 応募者は、市から提供される令和4年度、令和5年度、令和6年度の3年間のエネルギー使用量及び光熱水費単価(以下「ベースライン」という。)を改修計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定すること。
- イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用状況、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を

明示し、市と合意する必要がある。

(2) 光熱水費削減額、削減予定額並びに削減保証額の設定

- ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。なお、計算に用いる光熱水費単価は、ベースラインを参考にする。ただし、エネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とする。光熱水費単価は全て税込みとし、算定根拠を明示すること。
- イ 応募者は、光熱水費削減予定額の範囲以内で、最低限保証する「光熱水費削減保証額」を示すこと。また、光熱水費削減保証額は「光熱水費削減予定額」の70%以上とすること。

ESCO サービス料の支払い等

(1) ESCO サービス料の上限

「3 (5) ESCO サービス料」のとおりとする。

(2) ESCO サービス料の内訳

ESCO サービス料は以下に示す費用の合計とする。

ア 改修工事等サービス料

- a 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る費用
- b ESCO 設備に係る工事等の設計費用
- c ESCO 設備に係る工事等費用
- d ESCO 設備に係る工事等の工事監理費用
- e 計測・検証用計測機器設置費用
- f その他

イ 維持管理等サービス料

- a ESCO 設備に係る維持管理（定期点検等）費用
- b 計測・検証に係る費用
- c ESCO 設備の運転管理の助言に係る費用
- d その他

(3) ESCO サービス料支払期間

改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(4) 支払方法

- ア 改修工事等サービス料は、ESCO 設備の引渡しを受けた後、支払うものとする。
- イ 維持管理等サービス料は、ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、市と優先交渉権者との協議によるものとする。
- ウ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに市に請求書を送付すること。
- エ 市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果がある

ことを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。

- オ 「実現した光熱水費削減額」が「光熱水費削減保証額」を下回る場合の当該年度分の維持管理等サービス料は、「光熱水費削減保証額－実現した光熱水費削減額」を維持管理等サービス料から減じた額とする。
- カ 支払いは、市の通常の方法によるものとする。
- キ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

- (1) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受け、当該申出を市が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- (2) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこと。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、市との協議により承諾を受けなければならない。
- (3) ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

運転及び維持管理に関する事項

- (1) 運転管理方針の提示について
 - ア 事業者は、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成すること。
 - イ 市及び事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、市職員又は業務受注者が運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づいて、市職員又は業務受注者が適切な運転管理を行えるよう、事業者が運転管理指針の教育を実施するものとする。
 - ウ 事業者は、既存設備に関する運転状況を市の了解のもと、必要に応じて調整し、市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。
- (2) ESCO 設備の維持管理について
 - ア 事業者は、維持管理計画に基づき ESCO 設備に必要な維持管理を自らの負担で行うものとする。事業者は、維持管理等サービス開始までの間についても、施設運営に支障のないよう維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。
 - イ 事業者は、ESCO 期間の終了時に ESCO 設備の維持管理要領書を作成し、市の設備管理業務受注者に研修を行い、適切に引継ぎを行うものとする。

計測・検証に関する事項

- (1) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱水費削減額及び光熱水費削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を市に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。
- (2) 事業者は、計測・検証結果を毎年度市に報告し、市はそれを確認する。
- (3) 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、市は第三者に依頼して計測検証を行うことができるものとする。この結果が事業者によるものと著しく乖離する場合、その費用は事業者が負担するものとする。

包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議終了後、契約締結時までに「8. 提示条件」に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成すること。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。

その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9. 事業の実施に関する事項

誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要領、配付資料及びに ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

ESCO 契約期間中の事業者と市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

市と事業者との責任分担

- (1) 基本的な考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

- (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

る。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市はそれまでに要した費用を請求できるものとする。

イ ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に故意又は重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO 提案の提言が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		消費税以外の税に関するもの		○
	保険	設計・改修・維持管理における履行保証保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもの)	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募等コスト	応募等コストの負担		○
建設段階	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○
	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償責務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
建設段階	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
		(工事費に対して影響のあるもの)		

	用地の確保	設置場所の確保	○	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引渡の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡の延期		○
	工事費増大	市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	一時的損害	引渡前に改修目的物等に関して生じた損害		○
		引渡前に改修に起因して施設に生じた損害		○

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
支払関係	支払遅延・不能	市の責による、支払の遅延・不能	○	
	支払遅延・不能 計画変更	計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
		用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
維持管理関連	計画変更 立入許可	事業者が必要と考える計画変更		○
		合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○
	ESC0 設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する ESC0 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESC0 設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は ESC0 設備に起因する市の施設・設備の損傷		○
		上記以外の事故・火災による市施設の損傷	○	
	瑕疵担保	ESC0 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による市の施設の損傷	○	
		火災・天災などの不可抗力による ESC0 設備の損傷	○	
計測・	設備の不良	ESC0 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の	光熱水費単価の変動	○	

検証	変動			
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

10. 契約に関する事項

契約締結時期

令和7年10月中旬（予定）

契約の概要

本契約は、募集要領、包括的エネルギー管理計画書に基づき、市と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

11. 参加表明提出書類・作成要領

参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副2部（副はコピー可）提出すること。

- （1）参加表明書（様式第2号）
- （2）グループ構成表（様式第3号）
- （3）履行保証書（様式第4号）
- （4）財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- （5）会社概要（A4判1部、様式第5号の1から第5号の3）
- （6）特定建設業の許可証明書（写し可）又は、許可通知書（写し）
- （7）ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）
- （8）各資格者免許証の写し
- （9）管理技術者免許証の写し

※（1）から（5）及び（7）は構成員全て、（6）及び（9）は建設役割、（8）は該当者が提出すること。

※グループで参加の場合、（1）以外の提出書類が受付期限までに提出困難の場合は、市との協議により承諾を受けた場合はこの限りではない。

作成要領

(1) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

(2) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

(3) 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(4) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものを全ての構成員が提出すること。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(5) 会社概要

ア A4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを全ての構成員が提出すること。

 a 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）

(6) 企業状況表（様式第5号の1）

(7) 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）

(8) 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

(9) 特定建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第3条1項に規定する「特定建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）を提出すること。ただし、担当業務内容により、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。

(10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

事業件名：契約書上の正確な名称を記述すること。

発注者：発注者名を記入すること。

受注形態：単独又はグループの別を記入すること。

契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位：千円）

契約年月日：契約締結日を記入すること。

契約期間：契約開始及び終期を記入すること。

施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。

主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。実績一覧表に記載された契約を証明できるもの（写し又は契約の判断ができる書類）を添付すること。

(11) 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(13) その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関連会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

1 2. ESCO 提案書類・作成要領

ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類を A 4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部提出すること。併せて提出書類を CD-ROM に収録の上、1 部提出すること。

(1) 提案書提出届（様式第 8 号）

(2) 提案書（様式第 8 号から第 13 号）

(3) 主要機器等の設置計画図（様式第 14 号）

作成要領

(1) 一般的事項

ア 企画提案書の様式は原則として A 4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは、MS 明朝 10.5 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A 4 版横、A 3 版横で使用する。A 3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

イ 企画提案書のページ下部にページ番号を振ること。

ウ 使用言語は日本語とすること。ただし、専門用語を除く。

エ 記述内容については、明瞭かつ具体的な記述とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記述を心がけること。

オ エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下記の換算値で行うものとする。

種 別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気	9.76MJ/kWh ※1	0.419kg・CO2/kWh ※2

※1：「エネルギーの使用等の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2：関西電力（株）の2023年度実績（調整後排出係数）

（2）提案総括表

ア 提案概要（様式第10号の1）

提案する ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容について A4 版2枚以内で記述すること。

イ 改修提案項目一覧（様式第10号の2）

省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、光熱水費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記述すること。ただし、ここで示す光熱水費削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとする。

ウ 事業内容提案書（様式第10号の3）

光熱水費年間削減予定額、光熱水費年間削減保証額、年間 ESCO サービス料等について記述すること。

（3）技術提案書

ア 省エネルギー改修項目等説明書（様式第11号の1）

省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的数値的根拠等について簡潔に記述すること。

イ 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書（様式第11号の2）

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。

ウ ESCO 設備と既存設備の関係（様式第11号の3）

導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

エ 市内企業等の参画（様式第11号の4）

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

（4）事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第12号の1）

ESCO サービス期間における事業全体の収支計画を作成すること。用紙は A4 版横書きとする。別途内訳がある場合は添付のこと。

イ 資金計画表（様式第12号の2）

事業費の調達に関する考え方について、自己資本と外部借入金の金額、外部借入金の金額、外部借入等がある場合にはその内訳、借入条件等を記入すること。また、その他の資金調達手法として検討していることがある場合や本事業において資金調達を予定している企業の借入条件等を記入すること。

ウ 改修工事等サービス料に関わる経費計画書（様式第12号の3）

ESCO 設備における改修工事等サービス料について記入の上、市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

（5）維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第13号の1）

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版2枚以内で記述すること。

b 維持管理見積書

維持管理等サービス期間中に毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこと。年度ごとに経費が異なる場合は、平均金額を示すこと。

イ 計測・検証計画書（様式第13号の2）

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

b 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

c 計測・検証費見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

d その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があればA4版2枚以内で記述すること。

（6）運転管理計画書（様式第13号の3）

ア 運転管理方針

ESCO 設備及び市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、市と事業者の

役割について記述すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内で記載すること。

イ 運営管理費見積書

毎年度要する運転管理費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

ウ ESCO 設備の信頼性に関する計画書（様式第13号の4）

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。

エ 主要機器等の設置計画図（様式第14号）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既設設備の取り合い計画等を示すこと。書式の仕様は自由とする。

オ 削減量算出根拠一覧

省エネルギー改修項目ごとの電気・上水道について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと。書式の仕様は自由とする。

カ 積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること。書式は自由とする。分類としては、全体及び工事別とする。また内訳としては、機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

（7）その他補足資料

提案書を補足説明する場合の書式は自由とする。また、提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については必要最小限のものに限り追加すること。

13. プレゼンテーション・ヒアリングに係る電子データ

作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成（マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること）すること。その際は、会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

電子データ提出方法

CD-ROM に収録の上、1枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したもの（2スライドを1ページにて表示）を2部提出すること。

受付期限

令和7年8月18日（月）～9月5日（金）午後5時必着

注意事項

ESC0 提案の審査は、ESC0 提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌する。

14. 配布・閲覧資料

配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布される資料は次のとおりとする。

- (1) 令和4年度、令和5年度、令和6年度の月別光熱水費及び使用量
- (2) 光熱水費単価
- (3) 機器リスト
- (4) 指定改修設備仕様書

閲覧資料

以下の資料は、現場ウォークスルー当日のみ閲覧可能とする。各自でデジタルカメラ等を用意し対応すること。市へのコピー依頼等は、一切受け付けない。なお、各種図面等について現状と相違する部分がある場合、現状を優先する。

- (1) 閲覧資料
 - ア 図面（主に建設当時のもの）
 - イ メンテナンス記録
 - ウ その他関連資料
- (2) 閲覧期間
 - 令和7年8月5日（火）から6日（水）まで（現場ウォークスルー当日）
- (3) 閲覧場所
 - 保健福祉センター

15. 留意事項

- (1) 本事業に係る情報公開請求があった場合、綾部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 事業者から幅広く公募するため、民間事業者の地域要件は定めていないが、応募者が市外の事業者の場合、下請け業者や協力事業者等の選定の際、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

16. 事務局（問い合わせ先）

本 ESC0 提案公募に係る事務局は以下のとおりとする。

担当窓口：綾部市健康こども部保健推進課

住 所：〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15-6

電 話：0773-42-0111

F A X：0773-42-5488

Eメール : hokensuisin@city.ayabe.lg.jp

詳細設計及び工事施工に関して提出する書類並びに注意事項

優先交渉権者は、ESCO 契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、主に以下の書類を参考として市に提出するものとする。なお、提出方法等の詳細については別途定める。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の各社の設計基準を明確にした上で、設計を行うこととし、市の担当者の承諾を受けなければならない。CD 案や VE 案について積極的な提案を行うこと。

1. 詳細設計

設計にあたっては、市と十分に協議し、主に次の成果品を提出する。なお、提出形態は背張製本 A 2、A 3 各 1 部及び CD-R（CAD データの保存形式は JWW 形式）1 部とする。

（1）図面

各図面について、現況を現場調査した上で、改修の前後が分かる図面を作成し、改修箇所を明示すること。また、改修工事に必要な仮設図も添付する。

ア 共通図面

表紙、図面リスト、工事区分表、位置図、配置図

イ 機械図面

仕様書、機器リスト、配管系統図、ダクト系統図、各階配管図、各階ダクト図、換気設備図、自動制御図、その他（必要な図面のみ）

ウ 電気図面

仕様書、配置図、受変電設備図（機器仕様図・単線結線図）、幹線設備図、電灯設備図（各階平面・器具姿図）、動力設備図（各階平面）、弱電設備図（各階平面図）

エ 建築図面

仕様書、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、展開図、建具表、その他（必要な図面のみ）

（2）工事費積算書

（3）拾い出し図

（4）積算数量算出書（各工種拾い出し、代価表）

（5）積算数量調書（3 社見積、問合先一覧、見積原稿、見積比較表、刊行物単価比較表）

（6）概略工程表

（7）各種技術資料・計算書

- (8) リサイクル計画書
- (9) 官公庁打合記録
- (10) その他必要な図面・書類

2. 工事施工時

- (1) 事業者は、建設業法に規定される監理技術者を設置し、施工監理を行うものとする。
- (2) 事業者は、各工事の「標準仕様書」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び「監理指針」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の仕様と同等程度の各社の施工基準、管理基準を明確にし、適正な施工を行うものとする。
- (3) 事業者は、定期的に施工状況の報告を行うものとする。
- (4) 事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。
- (5) 事業者は本業務の履行に際し、事業者の責に帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合、市に直ちに報告して原状に復すること。なお、原状に復するための費用は事業者の負担とする。
- (6) 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うものとする。
- (7) 工事施工にあたっては、以下の書類を提出し市の確認を受けること。

(工事着工時)

- ・現場代理人・主任技術者(監理技術者)届、経歴書及び資格証明書
- ・産業廃棄物収集運搬・処分の契約書写し
- ・労災保険成立証明書
- ・施工計画書
- ・施工体制台帳写し及び施工体系図写し
- ・石綿の事前調査書類一式
- ・安定器のP C B含有の確認

(工事完成時)

- ・完成写真
- ・工程写真
- ・試験結果報告書
- ・産業廃棄物監理票(マニフェスト)
- ・納品書、出荷証明書
- ・質疑回答書
- ・完成図面製本 黒表紙 A4 版(金文字) 4部

※変更の行われた部分については設計図を訂正して完成図として提出すること。

※納入設置した機器類の仕様書についても末尾に追加添付すること。

- ・完成図の電子媒体
CD-R 1部（JWW形式 解像度 300dpi 程度）
 - ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、各種試験成績書 各種許認可書の写し
など）各書類ともファイル綴じすること。
- （８）その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを市に提出するものとする。

綾部市保健福祉センターＥＳＣＯ事業（第２回）
提出書類様式

令和７年７月
綾部市

様 式 リ ス ト

使用 時期	書類 符号	様式番号	書 類 名	提出 部数
質問		様式第1号	質問書	各 1 部
参加 表明		様式第2号	参加表明書	
		様式第3号	グループ構成表	
		様式第4号	履行保証書	
		様式第5号の1	企業状況表	
		様式第5号の2	有資格技術職員内訳表	
		様式第5号の3	各役割の責任者業務実績表	
		様式第6号	E S C O関連事業実績一覧表	
		様式第7号	提案辞退届	
提案 共通		様式第8号	提案書提出届	2部
		—	提出書類の体裁（共通）	—
		様式第9号	提案書表紙（共通）	各 2 部
提案	①	様式第10号の1	提案総括表 (ア) 提案概要	
	①	様式第10号の2	提案総括表 (イ) .改修提案項目一覧表	
	①	様式第10号の3	提案総括表 (ウ) 事業内容提案書	
	②	様式第11号の1	技術提案書 (ア) 省エネルギー改修項目等説明書	
	②	様式第11号の2	技術提案書 (イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書	
	②	様式第11号の3	技術提案書 (ウ) E S C O設備と既存設備の関係	
	②	様式第11号の4	技術提案書 (エ) .市内企業等の参画	
	③	様式第12号の1	事業資金計画書 (ア) 事業収支計画書	
	③	様式第12号の2	事業資金計画書 (イ) 資金計画表(1)(2)	
	③	様式第12号の3	事業資金計画書 (ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書	
	④	様式第13号の1	維持管理等提案書 (ア) 維持管理計画書	
	④	様式第13号の2	維持管理等提案書 (イ) 計測・検証計画書	
	④	様式第13号の3	維持管理等提案書 (ウ) 運転管理計画書	
	④	様式第13号の4	維持管理等提案書 (エ) E S C O 設備の信頼性に関する計画書	
	⑤	様式第14号	主要機器等の設置計画図	

(様式第 1 号)

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)

標記事業について、以下のとおり質問します。

質問内容：

※質問は、具体的かつ簡潔に記入すること

※グループで参加予定の場合は、代表者が提出すること

(様式第2号)

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

(代表者印)

綾部市保健福祉センターE S C O事業（第2回）

標記事業の提案書に基づく選定について、参加の希望を表明します。なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書きで上段に記入すること

(様式第3号)

グループ構成表

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

綾部市保健福祉センターE S C O事業 (第2回)

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

代表者：

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

グループ構成員：

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

注 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

(様式第4号)

履 行 保 証 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

■■■■■■■は、▲▲▲▲▲▲が綾部市保健福祉センターE S C O事業（第2回）に関するE S C O事業提案の優秀提案として採用され、最終的に市と▲▲▲▲▲▲がE S C O契約を締結した場合、▲▲▲▲▲▲に係るE S C O事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である▲▲▲▲▲▲において、E S C O事業の遂行に支障のある場合には、■■■■■■■は保証人として責任を持って事業を遂行し、綾部市の運営に支障を及ぼさないために、綾部市と▲▲▲▲▲▲が締結したE S C O契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保証人：

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

■■■■■■■ (代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

(様式第 5 号の 1)

企 業 状 況 表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
ISO 9000 シーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
ISO 14000 シーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者	有 無 (有の場合の理由)
本募集要領の公表の日（以下「公表の日」という。）から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく、入札等排除措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
役員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 21 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（綾部市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等及び同 4 条に規定する暴力団密接関係者）である者	有 無 (有の場合の理由)
商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者	有 無 (有の場合の理由)
民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者	有 無 (有の場合の理由)
会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者	有 無 (有の場合の理由)
国税及び本市市税を滞納していない者	有 無 (有の場合の理由)

注）必要事項を記入し、対応する部分には○をつけること。

(様式第5号の2)

有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳				人 数		合 計
建 築 工 事	一級建築士			人		
	一級建築施工管理技士			人		
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計 _____人		
		躯体	人			
		仕上げ	人			
	監理技術者			人		
	その他(※1)			人		
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士			人		
	二級電気工事施工管理技士			人		
	監理技術者			人		
	その他(※1)			人		
管 工 事	一級管工事施工管理技士			人		
	二級管工事施工管理技士			人		
	監理技術者			人		
	その他(※1)			人		
技術士		建設	人	小計 _____人		
		電気・電子	人			
		機械	人			
		衛生工学	人			
エネルギー管理士				人		
建築設備士				人		
その他(※1)				人		

※1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(企業名：)

(様式第 5 号の 3)

各役割の責任者業務実績表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数 資 格	過去に従事した ESCO 事業等 類 似 業 務 の 実 績
		実施年度 立場 業務概要
事業役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類 :	
		
設計役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類 :	
		
建設役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類 :	
		
その他役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類 :	
		

注：本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

ESCO 事業等とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

(グループ名(企業名)：)

ESCO関連事業実績一覧表

事業件名	発注者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施設の概要			主 な 契 約 内 容				
						用途	構造・ 規模面積	工事完了 年 月 年	対象機器	対象建物 全体の省エ ネルギー率	パフォーム契約の 有無と種類 (ギガワット/シェアード)	保証の 有 無	計測・検証 の有 無
											有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%		有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月 年		%	有(G・S)・無	有・無	有・無

注 1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。

注 2) 構造は、構造種別・地上階数／地下階数を記述すること。(例：RC-5/1)

注 3) ESCO 事業におけるパフォームマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギャランティード・セイビングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セイビングス契約は ESCO 事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注 4) 上記の各契約を証明できる書類を提出すること。

(企業名：)

(様式第 7 号)

提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

(代表者印)

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を () 書きで上段に記入すること

(様式第8号)

提 案 書 提 出 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

綾部市保健福祉センターE S C O事業 (第2回)

提案要請番号：第 号

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

記

- ①提案総括表
- ②技術提案書
- ③事業資金計画書
- ④維持管理等提案書
- ⑤工事工程表
- ⑥主要機器等の設置計画図
- ⑦市内企業選定計画書

担当責任者氏名

所 属 ・ 職 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること。

【記載例】

提出書類の体裁（共通） （サイズは A4 版とする）

(1) 提案要請番号

ページ右下すみに「提案要請番号」を記入すること。

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

(2) 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を記入すること。（例：②－１）

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

(3) 本文

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

字数：40 行×40 文字程度

(3) 本文

(2) 各提案書番号 - ページ番号 → ②-1

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号: ●●)

(1) 提案要請番号

(様式第 9 号)

綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）提案書

① 提案総括表

提出日 令和 年 月 日

(様式第 10 号の 1)

① 提 案 総 括 表

(ア) 提案概要

ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容を記述すること。

注) A4 版 2 枚以内で記述すること。(図表も記入可)

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号:)

①ー

① 提案総括表

(イ) 改修提案項目一覧表 (消費税10%込み)

提案項目	電気・上水道 削減量		一次エネルギー ベース量 MJ/年		二酸化炭素 ベース量 kg-CO ₂ /年		光熱水費 年間 削減保証額 円/年 A	工事他 投資額 円 B	単 純 回収年 年 B/A
	種別	削減保証量 単位	削減保証量 MJ/年	削減率 %	削減保証量 kg-CO ₂ /年	削減率 %			
計	—	—							

注) 上水道については、一次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。

(様式第 10 号の 3)

① 提 案 総 括 表

(ウ) 事業内容提案書

ESCO 事業期間における事業収支を下表に基づき記入すること。

(消費税 10%込み)

①	光熱水費年間削減予定額	円／年	
②	光熱水費年間削減保証額	円／年	①の 70%以上
③	年間維持管理等サービス料	円／年	
④	削減保証額とサービス料の差(年額)	円／年	②－③
⑤	契約期間	3 年	
⑥	光熱水費削減予定総額	円	①× 3
⑦	光熱水費削減保証総額	円	②× 3
⑧	維持管理等サービス料総額	円	③× 3
⑨	削減保証額とサービス料（3 年間）の差（総額）	円	②× 3－⑧

< 参考 >

	一次エネルギー削減予定量	MJ／年	
	一次エネルギー削減予定率	%	
	一次エネルギー削減保証量	MJ／年	
	一次エネルギー削減保証率	%	
	二酸化炭素排出削減予定量	kg-CO2／年	
	二酸化炭素排出削減予定率	%	
	二酸化炭素排出削減保証量	kg-CO2／年	
	二酸化炭素排出削減保証率	%	

綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）
（提案要請番号： ）

①－

(様式第 9 号)

綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）提案書

② 技術提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第 1 1 号の 1)

② 技 術 提 案 書

(ア) 省エネルギー改修項目等説明書

提案する省エネルギー手法毎に下記の内容について記述すること。

1. 改修前と改修後の構成（システム）図
2. 対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容
3. 省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明
4. エネルギー削減量、光熱水費削減額、CO₂削減等に関する技術的、数値的根拠

注) 図表も記入可

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号:)

②ー

(様式第 1 1 号の 2)

② 技 術 提 案 書

(イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について記述すること。

注) A 4 版 3 枚衣内で記述すること。

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号:)

②ー

(様式第 1 1 号の 3)

② 技 術 提 案 書

(ウ) ESCO 設備と既存設備の関係

ESCO 設備と既存設備の関係、特に導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

注) A 4 版 3 枚以内で記述すること。

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号:)

②ー

(様式第 1 1 号の 4)

② 技 術 提 案 書

(エ) 市内企業等の参画

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号:)

②ー

(様式第9号)

綾部市保健福祉センターESCO事業（第2回）提案書

③ 事業資金計画書

提出日 令和 年 月 日

③ 事業資金計画書

(ア) 事業収支計画書

(維持管理等サービス期間 3 年)

(消費税 10%込み 単位：円)

収支内訳		施工年度	初年度	2 年度	3 年度	合計
①収入（年間光熱水費削減保証額）						
年間光熱水費削減保証額		—				
②支出（工事費他）						
A：改修工事費等サービス料		計（a～f）	—	—	—	—
詳細診断費	（様式第12号の3）	a	—	—	—	—
設計費	（様式第12号の3）	b	—	—	—	—
工事費	（様式第12号の3）	c	—	—	—	—
工事監理費	（様式第12号の3）	d	—	—	—	—
計測機器設置費	（様式第12号の3）	e	—	—	—	—
その他 ※1		f	—	—	—	—
B：維持管理等サービス料		計（g～j）	—			
維持管理費	（様式第13号の1）	g				
計測・検証費	（様式第13号の2）	h				
運転管理費	（様式第13号の3）	i				
その他 ※1		j				
削減保証額とサービス料の差（①－②）		—				

注）版横書きで作成すること。（一の欄には記入しないこと。）

※1：その他について、別途内訳がある場合は添付すること。

綾部市保健福祉センターE S C O 事業（第2回）
（提案要請番号： ）

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表 (1)

1) 事業費の調達に関する考え方

自己資本と外部借入金の金額を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

事業費総額	百万円	資金調達企業主体名		
		自己資本	百万円	百万円
		外部借入金	百万円	百万円

2) 外部借入等について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

資金調達企業名 []

外部借入金	百万円	民間金融機関※		百万円
		借入条件		
		(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		政府系金融機関※		百万円
		借入条件		
		(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		その他社債等※		百万円
		発行条件		
		(発行時期、償還年限、表面利率等)		

注) 現在検討している金融機関名或いは社債内容について具体的に記入すること。

綾部市保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)
(提案要請番号:)

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表 (2)

3) その他

資金調達手法として検討していることがある場合は記入すること。

4) 過去の主な借入実績

本件事業において資金調達を予定している企業について、現在借入残高のある長期借入の金額とその借入条件及び短期資金の借入条件を記入すること。

資金調達企業名 []

民間金融機関※		百万円
借入条件		
(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
政府系金融機関※		百万円
借入条件		
(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
その他社債等※		百万円
発行条件		
(発行時期、償還年限、表面利率等)		

注) 金融機関名或いは社債内容等について具体的に記入すること。

(様式第 1 2 号の 3)

③ 事業資金計画書

(ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書

ESCO 設備における改修工事等サービスに係る費用について記入のうえ、本市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

(消費税 10%込み)

項 目	金額(円)	備 考
詳細診断費		包括的エネルギー管理計画書作成費含む
設計費		
工事費		
工事監理費		
計測機器設置費		様式第 13 の 2
その他		
合 計		

※計測機器設置費を他の設備と一体のものとして、BEMS を整備する場合は工事費に含む。

BEMS 以外に係る費用がある場合は記載すること。

※その他の費用計上がある場合は、その内容と内訳を添付すること。

注 1) 各種合計金額と関連項目の金額が一致するように留意すること。

注 2) 金額には消費税を含め、積算根拠の記載にあたっては消費税額が分かるようにすること。

保健福祉センター E S C O 事業 (第 2 回)

(提案要請番号:)

③ー

(様式第 9 号)

綾部市保健福祉センターＥＳＣＯ事業（第２回）提案書

④ 維持管理等提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第 13 号の 1)

④ 維持管理等提案書

(ア) 維持管理計画書

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、A4 版 2 枚以内に記述すること。

b 維持管理費見積書

(消費税 10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考（積算根拠共）
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）
(提案要請番号：)

④ー

(様式第13号の2)

④ 維持管理等提案書

(イ) 計測・検証計画書

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

省エネ改修項目	省エネ効果の測定・検証方法

b 計測機器設置費見積書

(消費税 10%込み)

名 称	数 量	単位	単価 (円)	金額 (千円)	備 考
合 計					

c 計測・検証費見積書

(消費税 10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

d その他特記事項

計測・検証や性能検証等の業務を行う上で工夫している点があれば、A4版2枚以内で記述すること。

綾部市保健福祉センターESCO事業 (第2回)
(提案要請番号:)

(様式第 13 号の 3)

④ 維持管理等提案書

(ウ) 運転管理計画書

a 運転管理方針

ESCO 設備および本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本市と事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚以内で記述すること。

b 運転管理費見積書

(消費税 10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる費用を記入すること。また、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

(様式第 13 号の 4)

④ 維持管理等提案書

(エ) ESCO 設備の信頼性に関する計画書

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について記述すること。

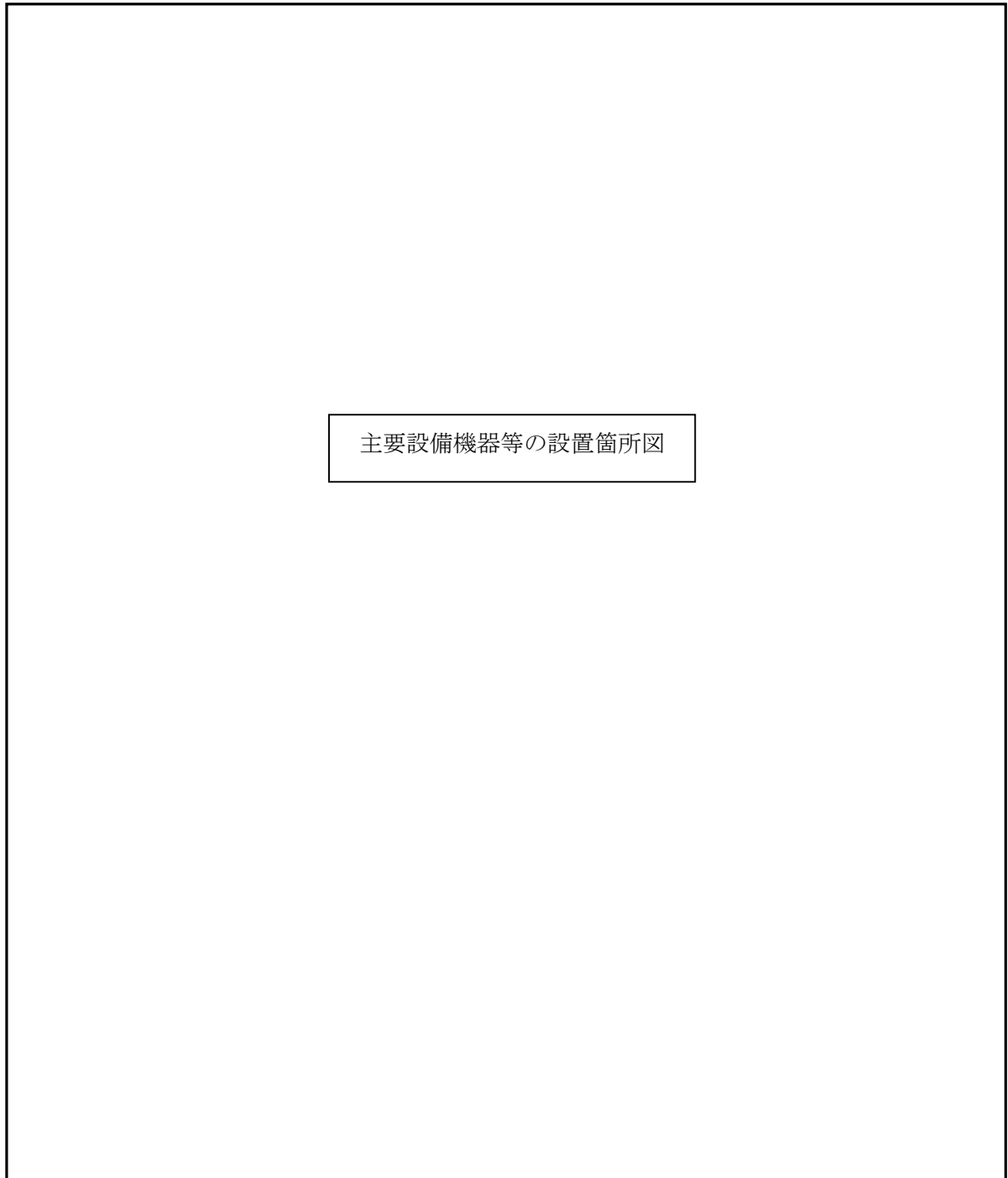
注) A4 版 3 枚以内で記述すること。

綾部市保健福祉センター ESCO 事業（第 2 回）
（提案要請番号： ）

④ー

⑤ 主要機器等の設置計画図

ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）、および ESCO 設備と既存設備の
取り合い計画等を示すこと。



主要設備機器等の設置箇所図

※書式の仕様は自由とする。

綾部市保健福祉センター E S C O 事業（第 2 回）
（提案要請番号： ）

⑤－

綾部市保健福祉センターＥＳＣＯ事業（第２回）
ＥＳＣＯ提案審査評価項目

評価項目		採点基準	配点	小計	主な対象様式	点数 (1～5点)	係 数	評価点 (点数×係数)	備考
1	環境	省エネルギー率が15%以上になるような提案であり、さらに省エネルギー効果が充分にあること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該値／最高値）×5で算出	50	①提案総括表 （様式第10号の2・3）		10		
		二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該値／最高値）×5で算出	50	①提案総括表 （様式第10号の2・3）		10		
3		改修工事等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出	50	①提案総括表 （様式第10号の2） ③事業資金計画書 （様式第12号の3）		10		
4	財政	維持管理費等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出	20	①提案総括表 （様式第10号の3）		4		
5		光熱水費削減保証額が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該値／最高値）×5で算出	30	①提案総括表 （様式第10号の3）		6		
6		経営状況に問題がなく、ESCO事業の実績が豊富で、優れたESCOサービスの提供のできる信頼性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	様式5号の1、2、3、 様式第6号、様式第12号の2 財務諸表等		3		
7		本事業の目的、意図を十分に理解し、本市にとって、具体性・妥当性のある優れた技術提案であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	①提案総括表 （様式第10号の1） ②技術提案書（様式第11号の1、2、3）		3		1 募集の趣旨
8		提案された省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	10	①提案総括表（様式第10号の2） ②技術提案書（様式第11号の1） ③事業資金計画（様式第12号の1）		2		
9	技術	工事が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、ESCO設備の信頼性・安全性・故障時・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	②技術提案書（様式第11号の2） ④維持管理等提案書（様式第13号の4） ⑤主要機器等の設置計画		3		
10		維持管理、計測・検証方法及び将来にわたる運転管理の提案に具体性・妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	④維持管理等提案書 （様式第13号の1、2、3、4）		3		
11		市内企業等の参画について配慮がされていること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い 0：ない	20	②技術提案書（様式第11号の4）		4		
12		更新を指定していない既存設備について更新や適切な維持管理手法など優れた提案があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い 0：ない	20	①提案総括表（様式第10号の1） ②技術提案書（様式第11号の1、3） ③事業資金計画（様式第12号の1）		4		
環境点小計		(100点満点)							
財政点小計		(100点満点)							
技術点小計		(110点満点)							
合計		(310点満点)							

※評価項目1から5については相対評価とし、評価点に小数点以下が発生する場合は切捨てとする。

綾部市公告第 9 3 号

拠点避難所等資機材整備事業、防災用備蓄倉庫整備工事（中部）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 5 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 防災用備蓄倉庫整備工事（中部） |
| (3) 工事場所 | 綾部市西町三丁目外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 市民センター、こども発達支援センター、中筋、吉美、
西八田、東八田公民館 防災用備蓄倉庫新設 7. 4 m ² × 6 棟 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 2 6 日から
令和 7 年 1 1 月 2 3 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年7月22日(火) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年7月25日(金) 午前9時から午後6時まで
令和7年7月28日(月) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年8月1日(金) から
令和7年8月4日(月) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年8月6日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年8月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年8月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年8月20日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

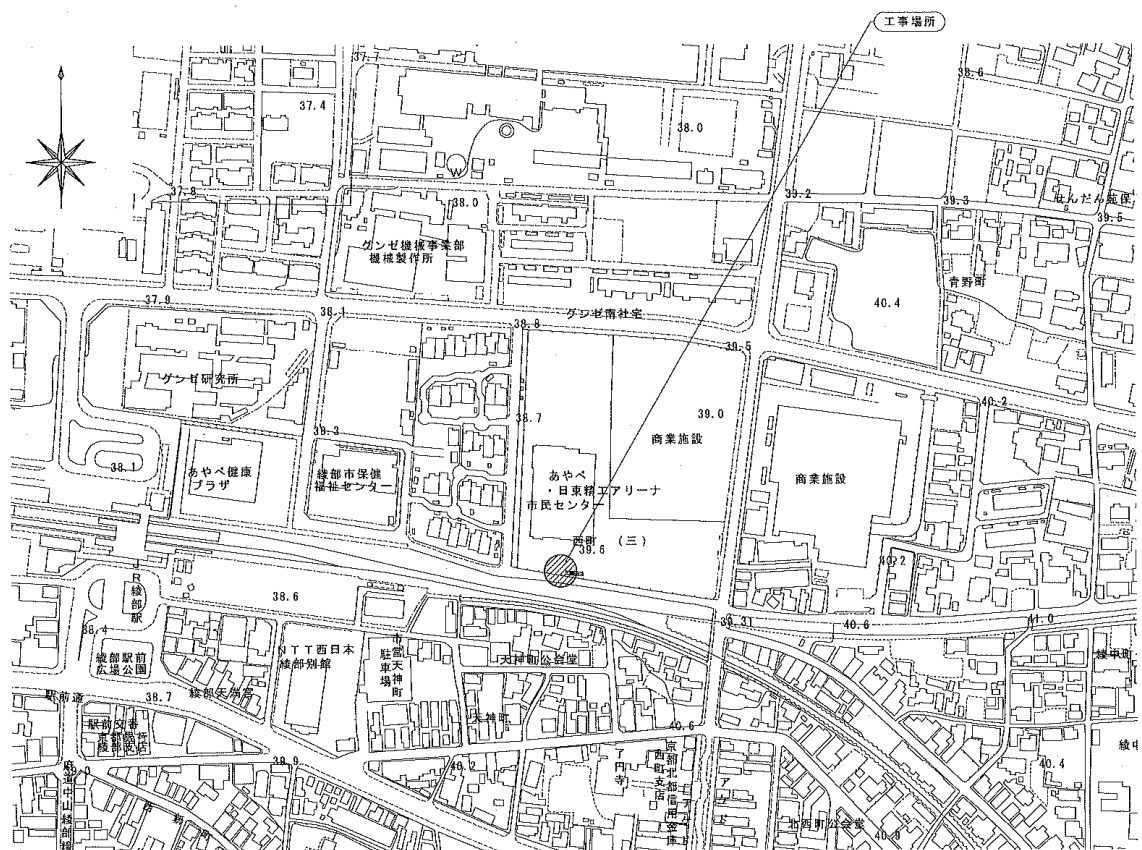
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

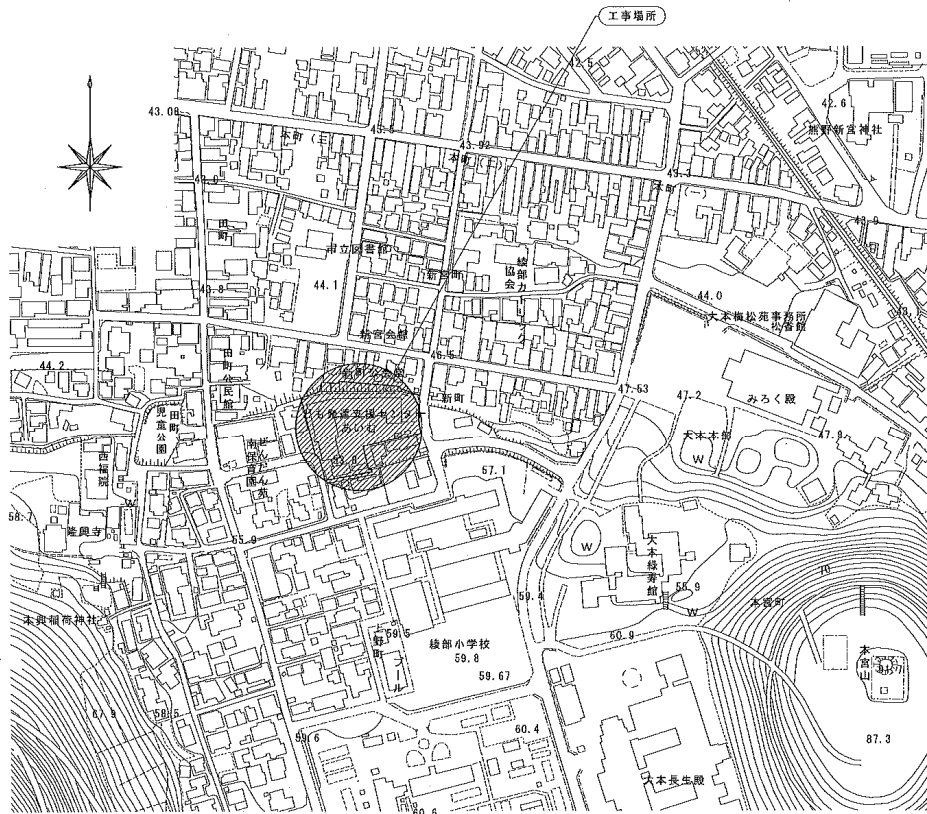
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

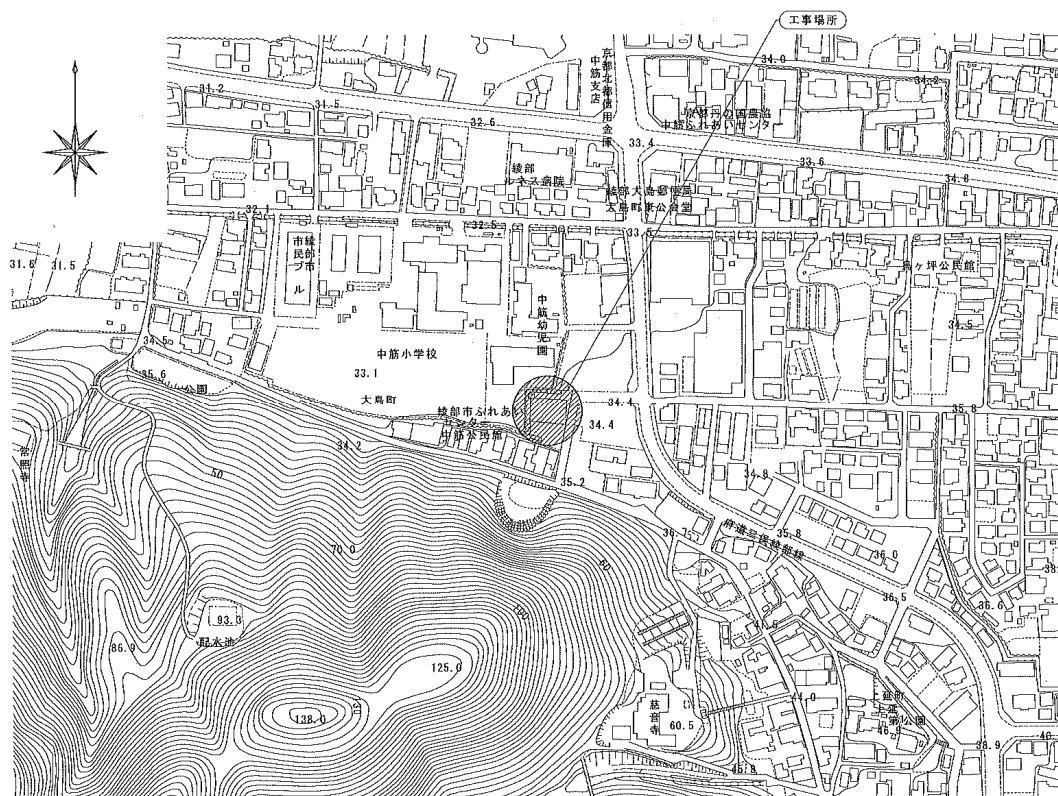
- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が9,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



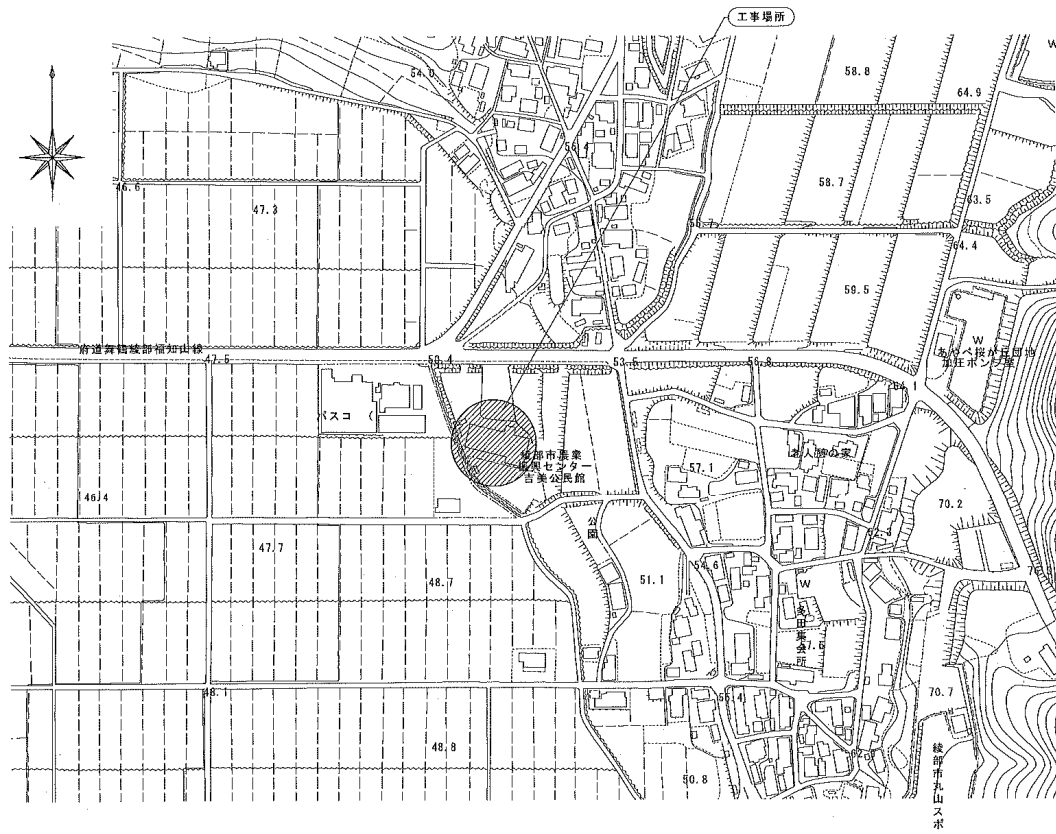
市民センター付近見取り図 1/2,500



こども発達支援センター付近見取り図 1/2,500



中筋公民館付近見取り図 1/2,500



吉美公民館付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第 9 4 号

道路整備事業、市道味方里 2 号線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 7 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 5 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道味方里 2 号線舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 1 9 4 . 0 m W = 3 . 4 ~ 1 3 . 1 m
アスファルト舗装工 A = 9 2 5 m ²
区画線工 L = 5 4 1 m |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 8 月 2 6 日から
令和 7 年 1 1 月 1 3 日まで（8 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の A 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年7月22日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年7月25日(金) 午前9時から午後6時まで

令和7年7月28日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年8月1日(金) から

令和7年8月4日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和7年8月6日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年8月18日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年8月19日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年8月20日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

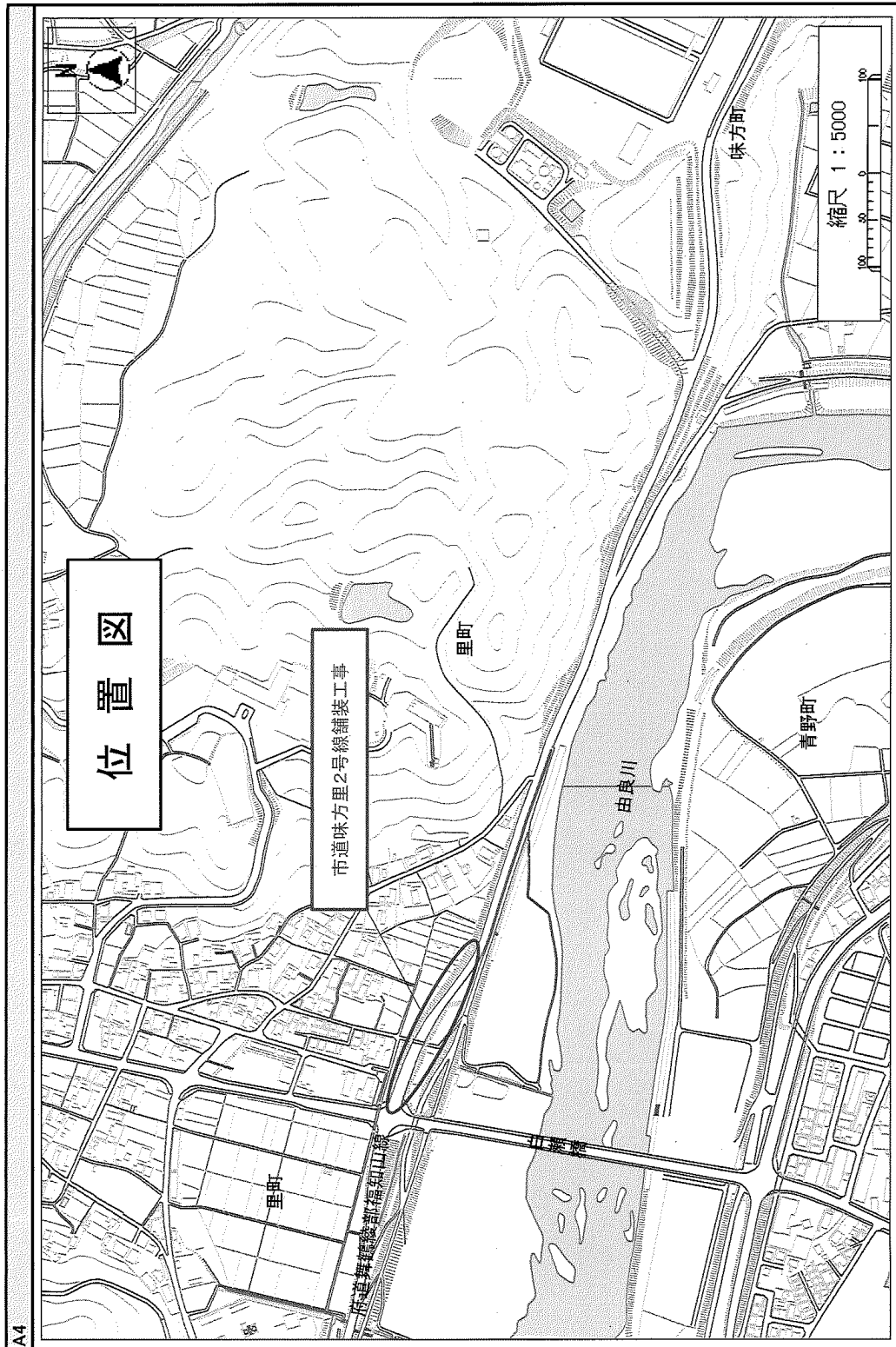
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 9 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 9 6 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 7 年 7 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 7 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 7 年度・令和 8 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和7年度

公 告

綾部市職員採用試験

＜第2回一般試験＞

まちの魅力を情熱で力タチに

募集職種

事務職員



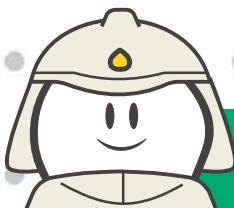
土木技師



建築技師



消防職員



受付期間

令和7年7月30日（水）～令和7年8月29日（金）

採用予定日

令和8年4月1日

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
土木技師	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成9年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	一般教養試験又は SPI3試験の選択	令和7年9月21日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和7年10月18日(土)	
第3次試験	面接試験	令和7年11月8日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式、試験時間120分、試験問題は学歴別
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	*綾部市ホームページの「令和7年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第2回一般試験）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/1135304 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。	
受付期間	*令和7年7月30日(水)午前8時30分～8月29日(金)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。	
注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。	
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。	

※インターネットによる申し込みができない方は、8月20日(水)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和7年10月10日(金)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和7年10月17日(金)午後5時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和7年10月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和7年11月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

(1)この試験の最終合格者は、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」に登録され、原則として令和8年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和7年度中の採用になる場合があります。なお、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和9年3月31日まで有効です。

(2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。

(3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和7年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	228,800円	212,576円	195,520円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
 ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
 ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
 ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
 ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



令和7年度

公 告

綾部市職員採用試験

<第2回社会人経験枠>

まちの魅力を情熱でカタチに

募集職種

事務職員



土木技師



建築技師



消防職員



受付期間

令和7年7月30日（水）～令和7年8月29日（金）

採用予定日

令和8年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
土木技師	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和60年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防・救急業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和7年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	SPI3試験	令和7年9月21日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和7年10月18日(土)	
第3次試験	面接試験	令和7年11月8日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	*綾部市ホームページの「令和7年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第2回社会人経験枠）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/1135353 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。	
受付期間	*令和7年7月30日(水)午前8時30分～8月29日(金)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。	
注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。	
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。	

※インターネットによる申込みができない方は、8月20日(水)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和7年10月10日(金)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和7年10月17日(金)午後5時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和7年10月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和7年11月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

(1)この試験の最終合格者は、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和8年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和7年度中の採用になる場合があります。なお、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和9年3月31日まで有効です。

(2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。

(3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和7年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (月額)	228,800円	302,744円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
 ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
 ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
 ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
 ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第 9 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに綾部市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 都市計画の種類
自動車駐車場
- 2 都市計画を定める土地の区域
綾部市天神町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
綾部市役所建設部都市建築課
綾部市役所行政情報コーナー
- 4 縦覧期間
令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 1 5 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）

綾部市公告第 1 0 0 号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和 7 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集団地一覧

（2 L D K は世帯用）

団地名 (建設年)	所在地	構 造	間取り	募集戸数	家賃月額（円）
レジデンス井倉 (新築)	井倉町	軽量鉄骨造	1 L D K 1 階	1 戸	1 6 , 8 0 0 ~
			2 L D K 2 階	2 戸	1 9 , 6 0 0 ~
レ・フルール (平成 3 0 年)	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K 2 階	1 戸	2 0 , 7 0 0 ~
ル・ボナー (平成 3 0 年)	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K 1 階	1 戸	2 0 , 8 0 0 ~
F M - I V (令和 4 年)	広小路 二丁目	軽量鉄骨造	2 L D K 2 階	1 戸	2 3 , 1 0 0 ~
アライブ (令和 5 年)	月見町	軽量鉄骨造	2 L D K 1 階	1 戸	2 1 , 5 0 0 ~

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

①入居期間は最長 2 0 年間となります。（新築以外は残年数。例：レ・フルールは残り 1 3 年）

②家賃の他に、共益費として毎月 6 , 0 0 0 円が必要です。

③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1 台につき毎月 3 , 0 0 0 円（税別）※料金は変更となる場合があります。】

- ・ 公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
- ・ ペット等の飼育はできません。
- ・ 家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から 8 月 2 9 日（金）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和7年8月20日（水）から8月29日（金）まで ※土・日曜日を除く
午前9時～12時、午後1時～5時まで（21日（木）・28日（木）は午後7時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部都市建築課住宅・空家等対策担当 42-3280（内線333）
42-4284（直通電話）

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- （1）現に住宅に困窮している方。
- （2）市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- （3）申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- （4）申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- （5）申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- （6）申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

（その他）

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所都市建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所都市建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③令和7年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和7年度課税証明書等（次項参照）

（1）給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和6年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	・令和7年度課税証明書
令和6年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和7年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・給与支払証明書（別紙） ※両方提出してください。

（2）事業収入の方

現 在 の 事 業	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和6年1月1日以前から引き続き営業している方	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	・令和7年度課税証明書
令和6年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和7年度課税証明書
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・営業実績証明書（別紙） ※両方提出してください。

（3）年金収入の方

現 在 の 年 金	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和6年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	・令和7年度課税証明書
令和6年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	・令和7年度課税証明書 ・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し ※両方提出してください。

（4）収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- ・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所都市建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- （１）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- （２）単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- （３）扶養控除関係に変更のあった方
令和6年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- （４）立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- （５）婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。
- （６）生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違えば申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します。なお、必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和7年10月10日（金）

10 入居予定日

新築借上型市営住宅（レジデンス井倉）：令和7年12月1日（月）

既存借上型市営住宅（レ・フルール、ル・ボナー、FM-Ⅳ、アライヴ）
：令和7年11月1日（土）

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

（入居者の選考）

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- （1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- （2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- （3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- （4） 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。）
- （5） 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- （6） 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6＋100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 80,000\text{円} = \underline{\underline{1,919,200\text{円}}}$$

なお、令和6年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和6年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

〔開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額（A）	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含みます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額＝1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額＝800,000円

同居親族（子）の年間所得金額＝0円

申込人の年間所得金額（合算）：1,600,000円＋800,000円＝2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申込者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申込者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世 帯 区 分	要 件	必 要 書 類
障 害 者	イ 申込入又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込入又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込入が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込入又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込入又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込入又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込入又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の世帯（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

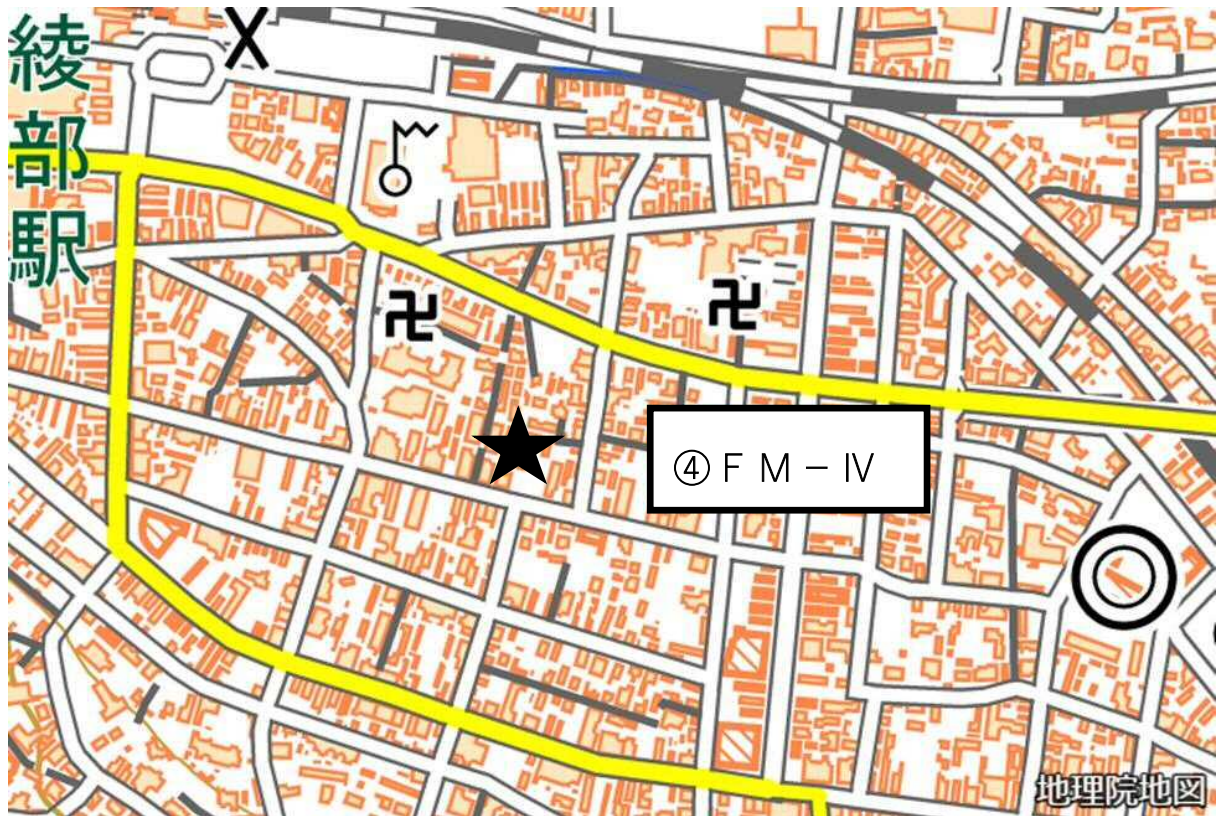
控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・70歳以上の方	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障 害 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき27万円
特 別 障 害 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	1人につき40万円
寡 婦	年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	35万円 ただし、所得金額が35万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

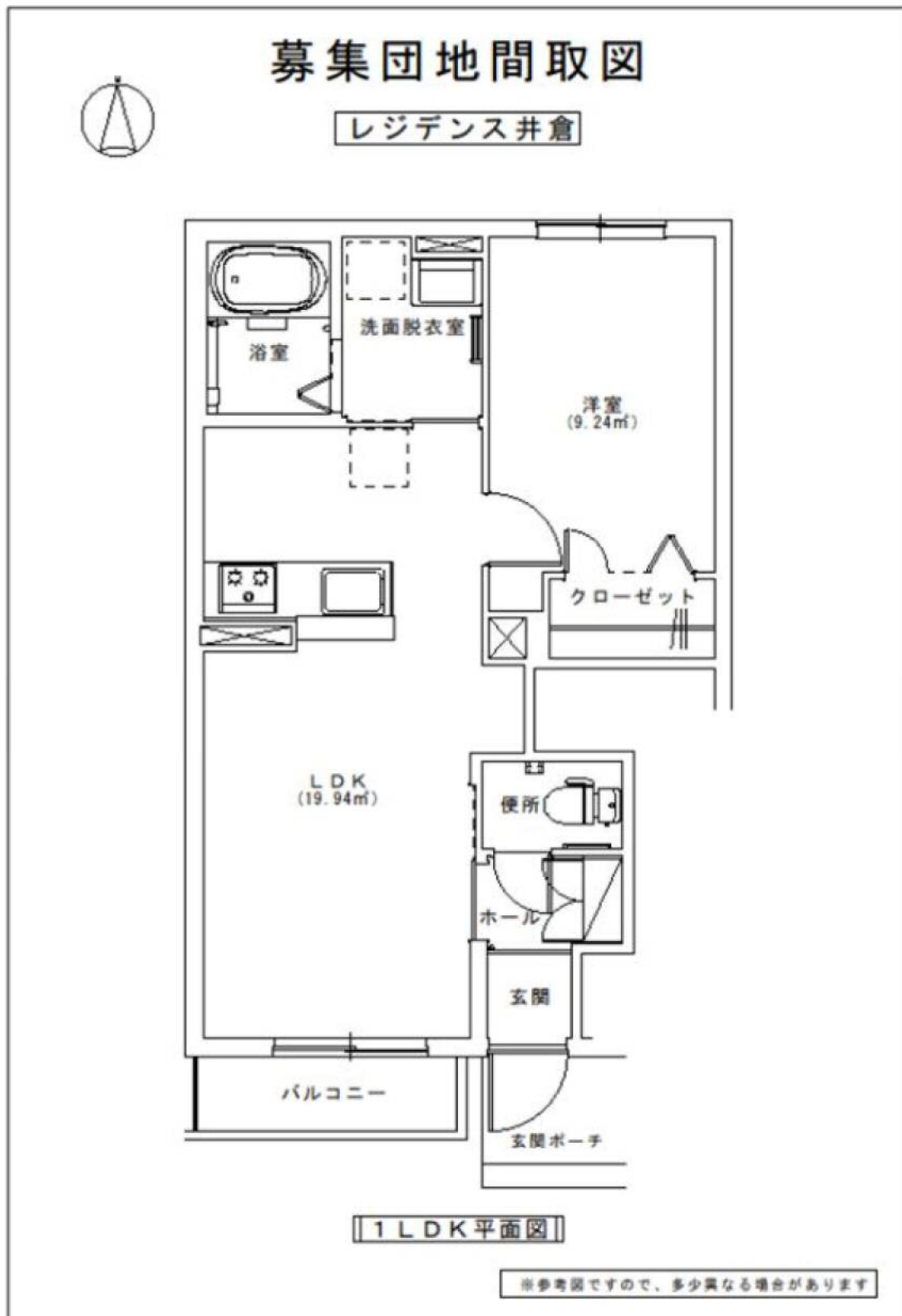
募集団地位置図

- ① レジデンス井倉（井倉町）
- ② レ・フルール（味方町）
- ③ ル・ボナー（味方町）
- ④ FM-Ⅳ（広小路二丁目）
- ⑤ アライブ（月見町）



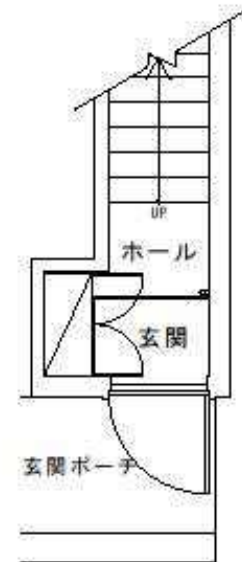
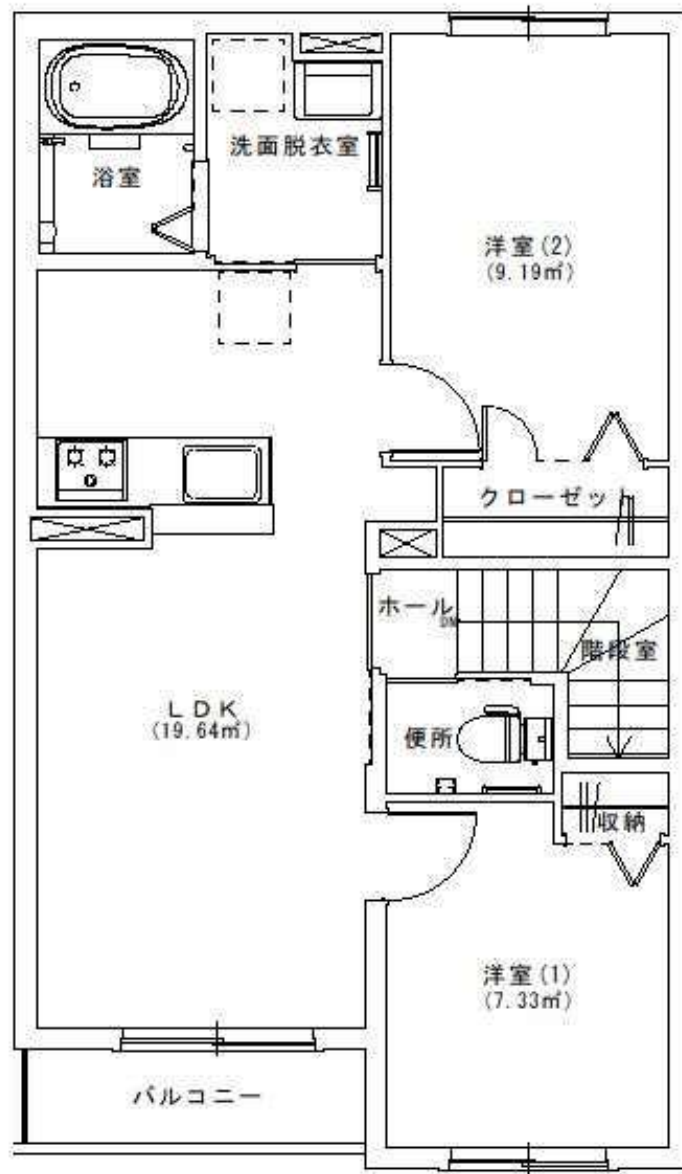
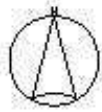


募集団地間取図



募集団地間取図

レジデンス井倉

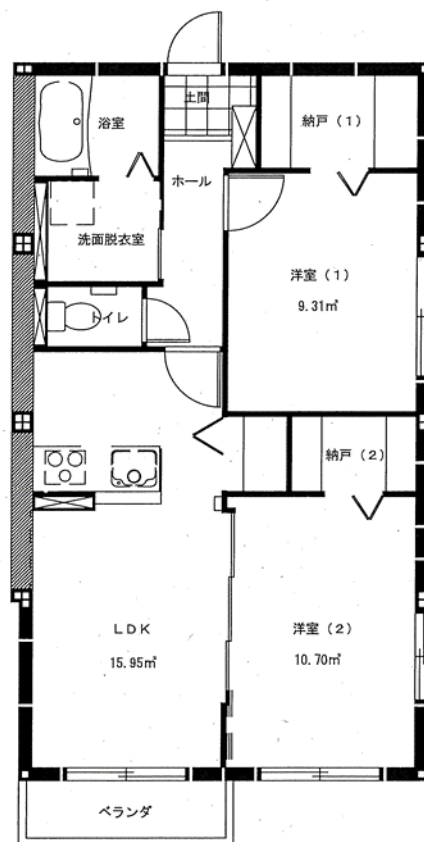


2LDK平面図

※参考図ですので、多少異なる場合があります

募集団地間取図

レ・フルール（味方町）

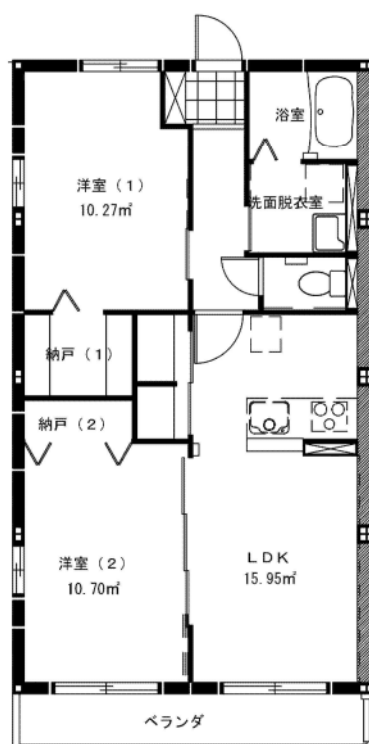


2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

ル・ボナー（味方町）

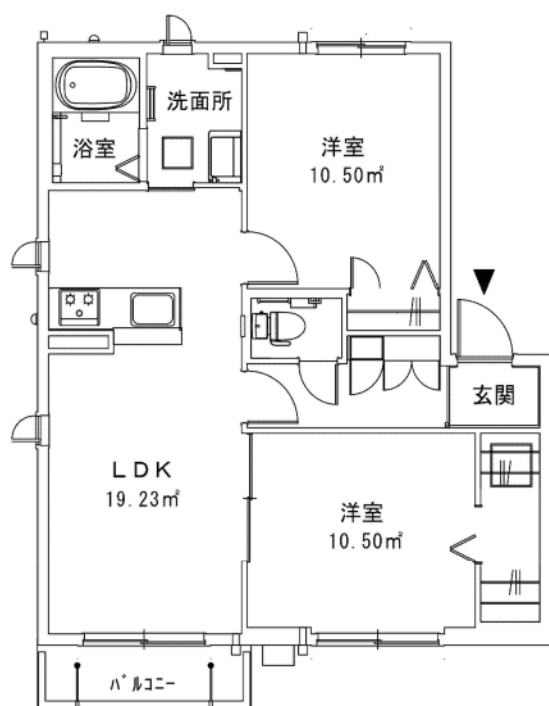


2LDK平面図

※代表的な間取図ですので、多少異なる場合があります

募集団地間取図

F M-IV（広小路二丁目）



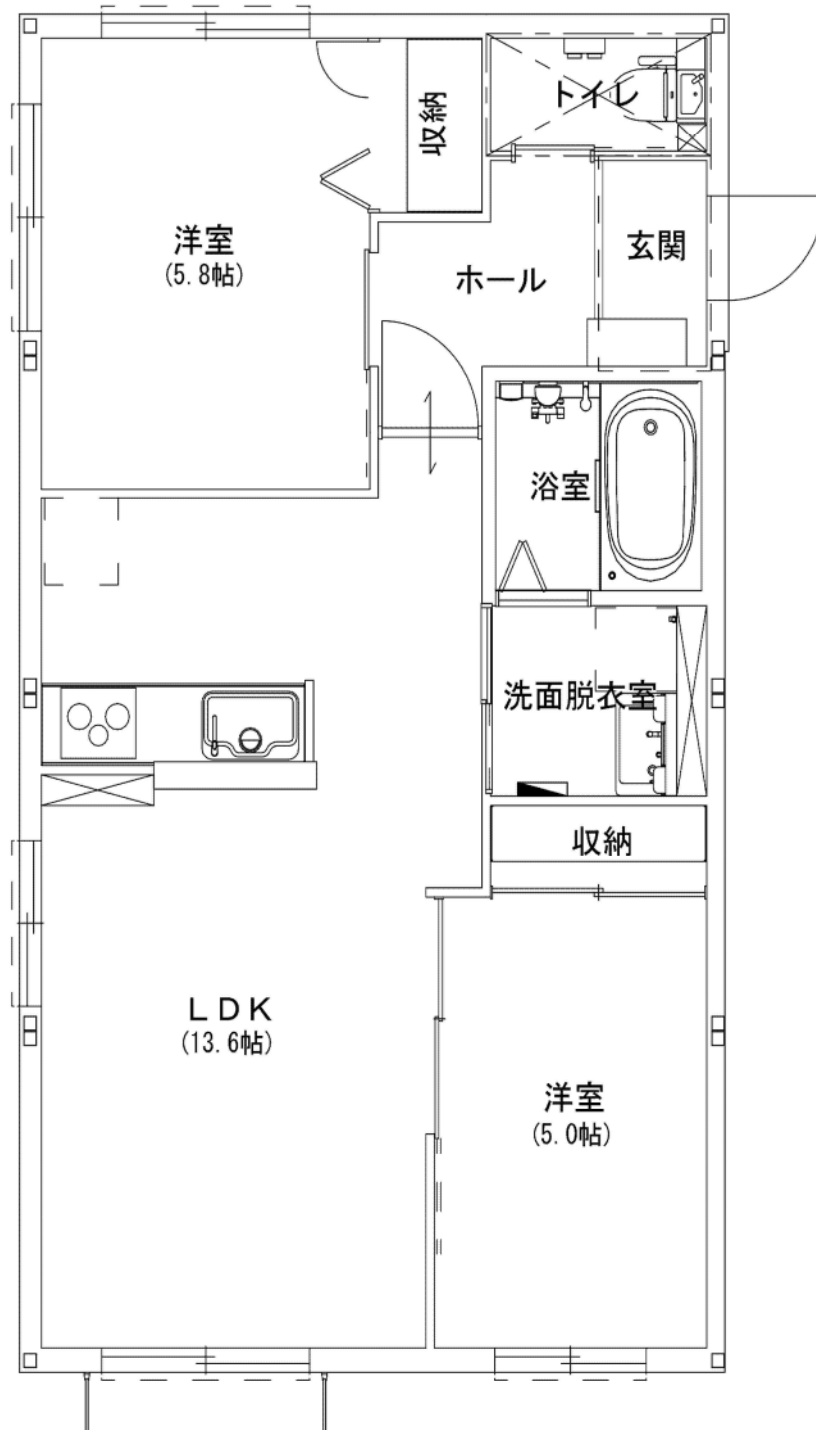
2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図



アライヴ



2LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

綾部市公告第101号

綾部市功労者表彰条例（平成30年綾部市条例第1号）に基づき、令和7年8月1日に令和7年度綾部市功労者表彰を受けた者の氏名及び表彰事由は、次のとおりです。

令和7年8月1日

綾部市長 山 崎 善 也

氏 名	表 彰 の 事 由
熊内 武司	本市の子どもたちの健やかな成長を強く願い、教育をはじめ、子ども・子育てに関する施策や施設整備のほか、本市の地域振興や観光事業などへ、継続的に多大なる支援をしていただきました。 また、市民団体による地域再生・活性化に関する取り組みにも尽力されるなど、その惜しみない支援は多岐にわたり、市政の推進及び地域の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。
中田 義孝	昭和62年に茶業経営を継承後、茶園改良や機械化による大規模経営を行われるとともに、卓越した栽培技術により高品質な茶の生産に努め、全国でも高い評価を維持されています。 また、地域の茶生産のリーダーとして産地の生産拡大、品質向上のみならず、新規就農者の受け入れや後継者育成にも尽力され、長きにわたり本市の茶業の振興と発展に貢献された功績は誠に顕著であります。
平野 正明	平成14年9月、地域住民から推されて綾部市議会議員に就任以来、平成18年8月までの間、住民の代弁者として地方自治の進展に寄与されました。 また、綾部市消防団長、南西町商店街協同組合理事長など各種団体の要職を歴任。特に綾部商工会議所副会頭在任中には綾部バラ園の整備に携わり、綾部市観光協会（現京都府北部地域連携都市圏振興社綾部地域本部）会長在任時にはあやべ夏あかりや綾部夢ライト事業を立ち上げるなど、観光振興をはじめ、市政全般にわたり貢献された功績は誠に顕著であります。

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例（昭和 37 年綾部市条例第 14 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

令和 7 年 7 月 11 日

綾部市消防長 塩 見 幸 作

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 催しの開催場所 | 綾部市川糸町、並松町及び西町 |
| 2 | 催しの名称 | 令和 7 年度 あやべ水無月まつり |
| 3 | 催しの開催期間 | 令和 7 年 7 月 26 日（土）10 時から 22 時まで
※露店による火気使用は主に 17 時以降 |

綾部市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第4回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年7月23日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和7年7月28日（月）15時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第16号 綾部市指定文化財の指定について
 - 議第17号 綾部市入学支度金支給要綱の改正について

綾部市教育委員会告示第 11 号

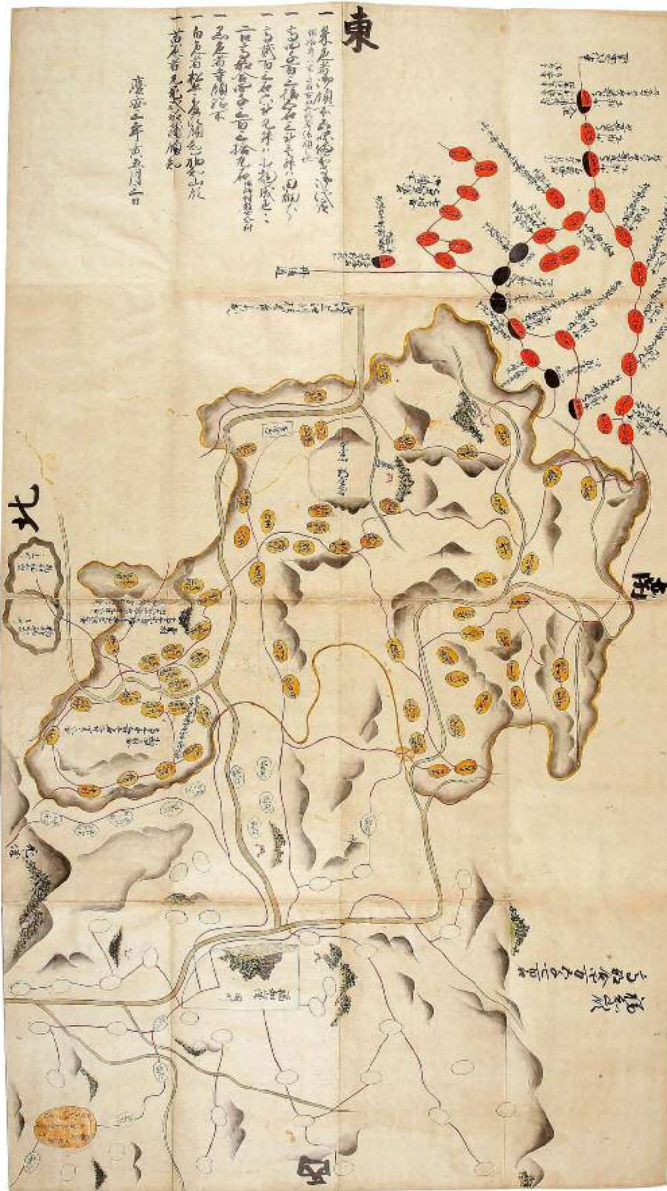
綾部市文化財保護に関する条例（昭和 40 年綾部市条例第 1 号）第 3 条の規定により、
下記の 1 件の文化財を、綾部市指定文化財に指定する。

令和 7 年 7 月 29 日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

名 称	綾部藩領絵図
員 数	1 鋪
種 別	美術工芸品（歴史資料）
時 代	江戸時代
所有者	綾部市若竹町 8 番地の 1 綾部市



綾部市選挙管理委員会告示第 25 号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 2 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

528 人

綾部市選挙管理委員会告示第 26 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 2 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8, 795 人

綾部市選挙管理委員会告示第 27 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 2 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 398 人

綾部市選挙管理委員会告示第 28 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投 票 所 一 覧

投 票 区	投票所の施設の名称	所 在 地
第 1 投票区	綾部市立綾部小学校 体育館	綾部市上野町上野 1 6 8
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ（市民センター）	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京 1 8
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中 4 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第 29 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所名	所 在 地	期日前投票所を 設 け る 期 間
綾部市役所本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	令和 7 年 7 月 4 日（金）から 令和 7 年 7 月 19 日（土）まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上 荒木 5 番地	令和 7 年 7 月 17 日（木）から 令和 7 年 7 月 19 日（土）まで 午前 9 時から午後 7 時まで
西部いきいきセンター	京都府綾部市物部町東野 46 番地の 1	令和 7 年 7 月 17 日（木）から 令和 7 年 7 月 19 日（土）まで 午前 9 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 30 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

施 設 名	所 在 地
綾部市役所本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

綾部市選挙管理委員会告示第 3 1 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、
次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第 3 2 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第 33 号

公職選挙法第 40 条第 1 項ただし書の規定により令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員
通常選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投 票 区 名	投票所を開いている時間
第 19 区投票所（黒谷公民館）	午前 7 時から午後 7 時まで
第 40 区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前 7 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 34 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を、次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所 あやべ・日東精工アリーナ
 綾部市西町三丁目南大坪 39 番地の 10
- 2 開票日時 令和 7 年 7 月 20 日（日） 午後 9 時 30 分から

綾部市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第 36 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が 3 人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 場 所 | 綾部市役所本庁北 3 階第 2 会議室
綾部市若竹町 8 番地の 1 |
| 2 | 日 時 | 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時 10 分から |